

平成25年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成25年3月4日（月）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時38分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、私が調査計画書を提出しております。

内容は、2月28日から2日間、東京都学校問題解決サポートセンターを訪問し、学校教育及び社会教育の推進について、また、東京都庁福祉保健局及び東京都盲ろう支援センターを訪問し、福祉対策の推進について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたします。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第65号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第80号 平成24年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 体罰の実態把握について（資料②）

佐野教育長

教育委員会から提出いたしております追加提出議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成24年度一般会計・特別会計補正予算案についてでございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計欄に記載のとおり、19億9,891万9,000円の減額をお願いいたしております。

この結果、平成24年度一般会計の予算総額は807億7,990万5,000円となっております。なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計でございますが、学校政策課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込み額の決定等に伴いまして、7,409万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

3ページをごらんください。

課別主要事項でございますが、その主なものにつきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、教育総務課でございますが、特別支援学校費の①の学校管理運営費におきまして、特別支援学校の管理運営に要する経費の所要見込み額が増加したことなどにより、総額で4,370万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

5ページをお開きください。

施設整備課でございますが、県立高校及び特別支援学校の学校建設費におきまして、早急に県立学校の耐震化を進めるため、平成25年度に予定しておりました大規模耐震改修工事等の前倒し発注などにより、総額で2億7,824万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

8ページをお開きください。

教職員課でございますが、事務局、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員給与費及び旅費の所要見込み額が決定したことなどに伴い、総額で10億7,351万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

9ページをごらんください。

福利厚生課でございますが、教職員人事費の①の退職手当におきまして、所要見込み額が決定したことなどに伴い、総額で10億5,069万円の減額補正をお願いいたしております。

10ページをお開きください。

学校政策課でございますが、事務局費の①の管理運営費におきまして、奨学金の貸与見込み額の決定に伴う奨学金貸付金特別会計への繰出金の減額、教育指導費の②の学校教育振興費におきまして、各種事業の所要見込み額が決定したことなどに伴い、総額で9,807万円の減額補正をお願いいたしております。

11ページをごらんください。

奨学金貸付金特別会計の①の奨学金貸付金におきまして、所要見込み額が決定したことなどに伴い、総額で7,409万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

13ページをお開きください。

人権教育課でございますが、教育指導費の③の国庫返納金におきまして、所要見込み額が決定したことなどに伴い、総額で64万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

14ページをお開きください。

体育学校安全課でございますが、保健体育総務費の③の学校安全管理指導費におきまして、学校管理下における事故等に対する災害給付金の所要見込み額が決定したことなどに伴い、総額で2,152万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

15ページをごらんください。

生涯学習政策課でございますが、社会教育総務費の⑤の青少年教育費におきまして、放

課後子ども教室推進事業及び地域ぐるみの学校支援事業の所要見込み額が決定したことなどに伴い、総額で412万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

16ページをお開きください。

教育文化政策課でございますが、文化及び文化財費の③の埋蔵文化財総合センター管理運営費におきまして、国等からの埋蔵文化財発掘調査受託事業の額が決定したことなどに伴い、総額で4,947万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

17ページをごらんください。

最後に、文化の森統括本部でございますが、文化の森総合公園文化施設費の⑥21世紀館運営費におきまして、施設全体の一般管理経費の所要見込み額が決定したことなどに伴い、総額で2,289万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

18ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

一般会計の追加分でございますが、施設整備課の高校施設整備事業費について、城北高校ほか5校の大規模耐震改修工事などの追加に伴い、繰越予定額12億4,500万円をお願いするものでございます。

また、特別支援学校施設整備事業費で、盲学校・聾学校の移転・改築工事などにおきまして、繰越予定額6億9,500万円をお願いするものでございます。

文化の森統括本部において、博物館運営費でイチョウハクジラ骨格標本作製に係る経費におきまして、繰越予定額162万7,000円をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、提出案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、報告させていただきます。

体罰の実態把握についてでございます。

お手元にお配りしております資料1をごらんください。

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる大阪市の高校生の自殺事案の発生を受け、1月23日付で文部科学省から体罰禁止の徹底と体罰に係る実態把握の依頼がありました。

1の囲みの中の4の報告期日に記載のとおり、2月28日を期限とする第1次報告と4月30日を期限とする第2次報告を文部科学省へ提出することとされております。

このたび、第1次報告として、2件の体罰事案を報告したところであります。

その内容は、高校の部活動や学校行事における生活指導の際、ほおを平手でたたいたというものであり、1件は打撲、他の1件については、けがはございませんでした。

また、第2次報告に向けた実態把握を行うため、2月1日付で県立学校及び市町村教育委員会に対し、教職員への聞き取りと児童生徒・保護者へのアンケート調査の実施を依頼したところであります。

特に、県下約8万人に及ぶ児童生徒とその保護者に対し、一斉に調査を行うことは初めてのことであり、これによって本県における体罰の実態をしっかりと把握してまいりたいと考えております。

現在、県立学校及び市町村教育委員会から上がってきた報告について、確認中ござい

ますが、現時点で部活動中に平手でほおをたたいた、授業中、居眠りしていた生徒を起こそうとして背中をたたいた、生徒指導中、長時間の正座をさせたなど、39件の報告が上がってきており、今後、個々の事案が体罰に当たるかどうかを精査してまいります。その際、外部の第三者から御意見を伺うことも検討しているところでございます。

今回の調査を契機に、体罰を許さない環境づくりをなお一層進め、体罰禁止の徹底を図ってまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

大西委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

藤田元治委員

まず、来年度予算関係について伺いたいと思います。来年度の当初予算の中で、県立高等学校の総合寄宿舎の耐震化推進事業が計上されていますが、事業概要について説明していただけたらと思います。

割石教育戦略課長

ただいま、委員のほうから来年度予算の県立高校総合寄宿舎耐震化等推進事業の事業概要についての御質問をいただいております。

この事業につきましては、現在、6つの総合寄宿舎がございまして、総合寄宿舎の老朽化がそれぞれ進んでおります。この老朽化が進んだ総合寄宿舎の地震等への備えに向けまして、これを4寮に統合し、耐震化等を行う事業でございます。

具体的に申しますと、6寮のうち、徳島寮、阿南寮、美馬東部寮、三好寮を残しまして、これを改築もしくは耐震化を実施いたします。あと、麻植寮と美馬寮につきましては、一定の経過期間を置いた後に廃止というふうなことでございます。来年度については、耐震化に向けた診断及び設計等を実施する予定でございます。

藤田元治委員

現在の6寮を徳島寮、阿南寮、美馬東部寮、三好寮の4寮に統合し、耐震化していくということですが、今後の整備のスケジュールについては、どのような計画でしょうか。

割石教育戦略課長

ただいま申し上げました総合寄宿舎の耐震化等の整備スケジュールでございますが、存続する4つの寮につきましては、改築で対応する徳島寮のうちの新男子寮、それと阿南寮及び美馬東部寮については、平成26年度中に改築等の整備を完了したいと考えております。

また、耐震化等で対応いたします徳島寮の新女子寮と三好寮につきましては、平成27年度中に大規模耐震化等を整備完了したいと考えております。

藤田元治委員

それぞれの県立高校へ通学するという利便性を考えると、今現在ある6寮をそのまま残すことも考えられますが、4つの寮に統合する理由は何でしょうか。また、この4寮に選んだ基準は何ですか。

割石教育戦略課長

ただいま、総合寄宿舎の整備方針等につきまして、4寮に統合する理由、選定基準についての御質問でございます。

入寮者につきましては、現在、約200名程度ですけれども、平成元年当時の入寮者におきましては310名ほどいました。ということで、非常に利用者数が減少しております。また、主な対象者であります僻地出身の生徒数については、今後さらに減少する見込みでございます。現在の6寮を全部維持するのは非常に難しいため、こういった判断をさせていただいております。

存続する4寮につきましては、地理的な条件、通学の対象校及び僻地出身生徒数の利用者の割合等を勘案し、総合的に決定したところでございます。

藤田元治委員

利便性についてもある程度確保されるということですが、今年度当初に県西部を中心に各寮を視察させていただきました。施設が非常に老朽化し、コンクリートにクラック等が入り、非常に危ないなと思うと同時に、4人部屋にもかかわらず、面積も非常に狭いと感じました。これらの施設については、耐震化工事と同時に環境の改善もされるのでしょうか。

割石教育戦略課長

総合寄宿舎の整備に当たりまして、環境の改善についての御質問でございます。

先ほど、委員がおっしゃったとおり、施設の老朽化が非常に進んでおりまして、今回の耐震化等に当たりまして、改築もしくは耐震化で対応を進めます。改築は新しく建てかえると。大規模耐震化につきましても内装は新しくいたしますので、環境は非常に改善されると考えております。

また、現在の6つの寮につきましては、4人部屋仕様になっており、非常に狭い状況でございますので、これを同程度の面積で2人部屋仕様に変え、ゆったりしたスペースを確保したいと考えております。

藤田元治委員

住環境の面積的な部分について改善されるということですが、それ以外で子供たちが育

ってきた環境、寮の地理、場所の関係、気象条件など、さまざまな要因があります。もちろん、個人負担の部分も出てこようかと思いますが、ある程度標準的な住環境、特に冷暖房の整備が必要だと思えます。というのも、夏になれば子供たちは40度近い部屋の中で汗だくになって勉強しなければならない。朝も非常に暑く、睡眠不足になり、寝不足の中で通学しなければならない状況もあります。このような状況について、どのような改善計画を予定していますか。

割石教育戦略課長

生徒の入寮している部屋の住環境の改善等に係る御質問でございます。

現在、各寮には勉強用の部屋にはクーラー等を設置しております。そういった夏場の暑さ等には対応いたしております。今後、この施設の整備に当たりましては、各部屋の個室、個人が入っていただいております個室のほうの冷暖房設備の整備につきまして、今後、そのあり方とか、また、その費用負担も含めまして、引き続き、検討すべき課題と認識しております。そういったことで、今回の整備に当たりまして、そうした課題につきましても鋭意検討してまいりたいと考えております。現時点でどういった方向でということとは申し上げられませんが、検討を進めてまいりたいと考えております。

藤田元治委員

住環境、特に冷暖房等を検討していくということですが、個人負担というのも必ず発生すると思えます。十分話し合っ、子供たちにとってベストな環境をつくっていただきたいと思えます。今の答弁では、平成27年度にこれらのものが完成をするわけですが、今現在、子供たちは非常に厳しい住環境の中で生活し、学習している状況であります。改善できる部分については早急に改善していただきたい。冬の暖房に関しては、期間内のみの使用であったり、2人で1台の暖房機具しか使用が認められないというふうなことも聞いております。今すぐ改善できる部分に関しては、早急に対応すべきと思えますが、いかがでしょうか。

割石教育戦略課長

ただいま、寮生のいろいろな管理にかかわる取り決めなどの御質問でございました。

6寮それぞれ地域性がございます。そのため、冷暖房につきましても各寮において取り決めがございます。そうしたことも含め、今後の耐震化等の整備に当たりまして、改善を図ってまいりたいと考えております。

藤田元治委員

とりあえず、今すぐできることはすぐにでもやっていただきたいと思えます。徳島寮に関しては、新しく合宿所機能を加えるということですが、どのようなものでしょうか。

割石教育戦略課長

今回の寮の整備に当たりまして、合宿所機能を整備する件についての御質問でございます。

徳島寮の新たな多目的のスペースにつきましては、今のところ60平方メートル程度を考えております。それを設置することで、部活動の合宿や県外からの部活動等の遠征の受け入れ、また、通常は寮生の集会やレクリエーション施設として使用することなどを予定しております。

藤田元治委員

部活動の合宿や県外からの部活動の遠征の受け入れ、また、通常は寮生の集会所やレクリエーション施設として利用するということですが、これは徳島寮だけでしょうか。県西部、県南部の寮においても部活動の遠征の受け入れや合宿所機能は必要だと思いますが、施設的に無理なのでしょうか。

割石教育戦略課長

他の寮における合宿所機能の整備についてでございますが、現時点におきましては、徳島寮のほうに合宿所機能を設置するという一方で、他の地域につきましては、耐震化といったことで面積的な条件等、いろいろ課題があるかと思っております。このため、現時点では徳島寮の整備を考えております。

藤田元治委員

これから検討段階の中でスペースがあるようであれば、県西部、県南部のほうの寮にも部活動の遠征や合宿等を受け入れることができる施設というものを検討していただきたいと思っております。政権が交代し、自民党政権による国土強靱化法というのものができようとしています。その第1弾として、3年間で約15兆円の投資ということですが、アンテナを高く張って、財源を確保し、一日も早く整備を完了していただきたいと思っております。

次に、今回の本会議の代表質問の中で、我が会派の川端幹事長から質問があったのですが、教育長から今までの入学要件を緩和して、県外の能力の高い人たちを受け入れ、少子化対策及び地域や学校の活性化を図っていくという答弁がありました。県内の高校生1人当たりにかかる県の負担はどれぐらいですか。

大西委員長

小休します。（11時04分）

大西委員長

再開します。（11時05分）

割石教育戦略課長

教育費の額についての御質問ですけれども、平成23年度の教育調査報告書という報告が

ございます。その中で、地方教育費調査という該当項目がございます。これにつきまして、平成22年度の徳島県の教育費総額は1,340億8,430万4,000円でございます。

大西委員長

小休します。（11時06分）

大西委員長

再開します。（11時08分）

割石教育戦略課長

失礼いたしました。学校の種別ごとの1人当たりの学校教育費に関するデータがございます。例えば、平成22会計年度で申し上げますと、小学校の生徒1人当たりの学校教育費が約115万9,000円。中学校では約145万5,000円。全日制の高等学校では約121万4,000円ということで、大体110万円から140万円程度というふうなデータとなっております。

藤田元治委員

県外から一家転住ではなく、入学要件を緩和して徳島県に来ていただくということで、経費負担以上の効果が本当にあるのでしょうか。

前田学校政策課長

県外からの志願者受け入れ条件の緩和につきましては、教育長のほうからさきの本会議におきまして、少子化に伴う生徒、教職員の減少を招き、多様な教育の展開、部活動の実施が難しくなるということで、これまで以上に学校や地域を活性化し、魅力ある学校づくりに努めるため、志願者の受け入れ条件を緩和し、意欲と能力が高い県外からの生徒を受け入れることについて、検討するという答弁をさせていただいております。

実施時期につきましては、現在の中学2年生が受験する平成26年度の選抜から実施できるよう取り組んでまいりますが、委員御指摘の経費をかける以上に、意欲と能力の高い生徒を県外から受け入れることにつきましては、これまでの受け入れ条件の緩和の中で、生徒のどういう資質能力を求めていくかについても、今後検討してまいりたいと思っております。

藤田元治委員

経費よりも効果があるということでしたらよい手段だと思いますし、活性化に対する1つの方法だと思います。

もう一点、基本的な部分ですが、徳島で生まれ育ち、今頑張っている、頑張ろうとしている子供たちに対し、あらゆる部分への支援について充実しなければならないと思います。

例えば、私は昨年からレスリングなどの協会に入り、いろいろ活動させていただいてお

ります。レスリング競技については、今、オリンピックなどで存続させるかどうか、非常に注目を浴びているスポーツであります。昔からレスリングというのは日本のお家芸であって、徳島県から非常に多くのオリンピックのメダリストを輩出しています。今、国体などでは、従来の全盛期に比べたら非常に衰退している状況にあり、以前のような精彩は全くありません。

かつては徳島県のお家芸であり、オリンピックのメダリストも輩出しているレスリング競技が、今では衰退している状況について、教育委員会ではどのような認識を持っていますか。原因は何ですか。

林体育学校安全課長

レスリングの種目につきましては、国体でも毎年入賞しておりますし、それから、高校生にとりましては、インターハイでも入賞しています。レスリングがお家芸ということで、少人数になってきたにもかかわらず、競技成績を残しているところでは十分評価しておりますし、今後、レスリングが普及してくれることを望んでおります。

レスリングが衰退している理由の1つにつきましては、やはり少子化ということで、全体の競技人口が既に減少する中で、レスリング競技につきましても減少しています。その中で、中学校ではレスリングの部活動はございません。そのため、中学生からレスリングを始め、高校につなぐところが非常に課題となっています。本当のレスリングのよさというのを子供たち自身が知らないところにも原因があるのではないかと考えております。

藤田元治委員

中学校に部活動がないとか、少子化というのがありました。少子化現象というのは、日本全国どこにでも多分あると思います。かつて、徳島県がレスリング王国であったとき、近隣の香川県でありますとか、高知県でありますとか、競技さえなかったようなところが、今、徳島県よりも上に行っているというようなことで、一概に少子化ということも言えないのではないかと思います。

どの競技でもそうではないかと思いますが、よく言われているのは幼児期といいますか、小さいときから競技に対するレベルアップをしていくことが1つの要因と言われているわけです。ジュニア層からの強化面におきましては、今回の予算の中にも競技スポーツ重点化対策事業が昨年度予算に比べると減額になっているわけですが、これはどのようなことで減額になっているのでしょうか。

林体育学校安全課長

スポーツの重点化対策事業という中身でございますけれども、これは各小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟のほうに助成を行っている事業になっております。小学校体育連盟の助成につきましては、内容といたしましては、小学校体育連盟と県の教育委員会が体操競技、水泳競技、陸上競技を実施をするに当たりまして、その開催費等について助成をしております。中学校体育連盟、それから高等学校体育連盟のほうには各競技

にそれぞれ専門委員長を通しまして、各学校のほうにそれぞれの競技に分配している現状でございます。

特に、高等学校におきましては、指定校というのがございますので、指定校以外のところにお金が行き届くようにということで、スポーツ重点強化対策事業を充てているところでございます。特に、インターハイ等にボートを運搬するのに大変お金がかかるということで、そのような経費にも充てているところでございます。県の全体の予算の中では、少し減ってきているというふうなことでございます。実施している内容につきましては、ほとんど変わりありません。

藤田元治委員

高校生などの強化といったものですか。

林体育学校安全課長

高校生につきましては、全国高校総体の団体競技に出場する分に対しましては2万円の補助。それから、四国総体で優勝しまして、全国の高校総体に個人で出場する選手につきましては7,000円の補助をそれぞれ高体連を通しまして、各学校のほうに助成し、強化を図っているところでございます。

藤田元治委員

いろいろな部活動のやり方というのがあるわけですが、今の県立高校の部活動の状態というか、どのようなやり方で行なっているかということについては、把握されていますか。

私の子供もことし県立高校に入って、部活をやっているわけです。学校の先生方というのは、自分の時間もなく、自分の家庭も顧みず、子供たちのために一生懸命にやっつけらっしゃる。どこか遠征などに行くのにも本当に工夫を重ね、安価で安全な方法を模索していらっしゃる状況ですが、これについては御存じですか。

林体育学校安全課長

高等学校の運動部活動の顧問の先生方は、本当に自分の時間を犠牲にし、ふだんの日も補習が終わってから部活動に取り組み、土日でも返上で部活動に取り組んでいただいていると。そして、試合等の引率等について、大変苦勞しながらやっつけいただいていることにつきましては、私も高校の体育の教員でございましたし、部活動も指導してまいりましたので、そういう現状につきましては、自分自身、それから周りの先生方の状況も知っておりますので、よく存じているところでございます。

藤田元治委員

それに関する支援というか、県の助成についてもっと強化しなければならないと思いますが、それについてはいかがですか。

松山教職員課長

休日等で、先生方が一生懸命部活動に取り組んでいるという現状について、私も十分理解しておりますが、部活動の指導につきましては、休日と土日に従事した場合、特殊業務手当という形で手当を支給しております。平成20年10月、この額を従来に比べて倍加するという改定を行いまして、現在、2時間以上でありましたら1,200円、4時間以上で2,400円の部活動指導手当を支給しております。

また、さらに対外運動競技との各種大会に引率した場合につきましては、4時間以上であれば2,400円、8時間程度であれば3,400円ということで、特に部活動指導手当の2時間以上と、各種大会の引率の4時間以上については県独自の基準でやっておりますので、内容的に言いますと、国を上回る形で手当している状況でございます。

林体育学校安全課長

今の教職員課長につけ加えまして、本課におきましては、部活動は専門の先生だけが持っていて、すべてに当たっているわけではございません。専門性がないにもかかわらず、運動部を持って、または文化部を持って、顧問をされている先生もおいでます。その中で、やはり多忙な学校業務でありますとか、部活動における多様化するニーズとか、効果的な指導方法への対処などにつきまして、その先生が不安を抱えているという現状もございます。それに対しましては、外部指導者の活用を図り、外部から専門の方に指導に行ってもらいまして、その方の協力も得ながら、ともに指導していくと。そして、専門性はなかったのですが、一緒に指導をしていく中で、自分も勉強していくというふうな外部指導者の活用という方法もとっております。

それから、先生方に指導力を向上させていただくということで、年間3回ほど研修会を持っております。教員によってそれぞれ研修内容というのが違ってくるかと思っておりますので、先生方が聞いて効果的だなというふうな内容で、メンタルトレーニングでありますとか、コーチングの研修会でありますとか、コアトレーニング等々の研修会を行って、指導力を高めているということに支援しております。

藤田元治委員

先生方にもいろいろな支援をしているようですが、金額的な云々というのではなく、それ以上に、今の学校の部活動を持たれている先生方というのは、それ以上の苦勞をされ、徳島県のそれぞれの競技を少しでも強く、また、子供たちの教育のために一生懸命頑張っているわけですが、地域活性化という1つの部分においては、一生懸命やっている子供たちを応援する。地元の子供たちを応援するという事は非常に大事だと思います。

ただ、単に県外の能力の高い子供たちに徳島県の高校に入ってもらって、そしてインターハイであるとか、甲子園といった表舞台で、徳島県が優秀な成績をおさめ、それで活性化という部分もあるのですが、やっぱり地元の子供たちが一生懸命頑張っている姿というのを地域が見守って、活性化する。

特に、私の母校の池田高校の野球部などは、もう何十年も甲子園に出ていなくても、地

元の人たちはいつかはということで待っている。そういう思いというのも非常に重要なことではなかろうかと思えますし、非常によいことだと思えます。そして、強くなっていくと思えます。

私立高校は、県外の成績優秀な子供たちを集めている。これが悪いと言っているのではありませんが、甲子園に行っても勝てないではありませんか。私だけの考えかもしれませんが、徳島県として、そんなに魅力もありません。徳島で育った子供たちが活躍することによって、地域の活性化や子供たちの成長にとって非常に重要になってくるのではなかろうかと思えます。特に、1つの方法として、県外に流出している子供たちをとめて、県内の部活動などを充実させるという部分も非常に有効な手段であるとは思いますが、やはり、まずは徳島の子供たちをという部分で、いろいろ支援していただきたいと思うのですが、教育長はどのようにお考えですか。

佐野教育長

今、委員のほうからありましたが、まずは徳島の子供たちということについて、全く異論はございません。徳島で育つ子供たちを支え、徳島の活性化ということが一番だと考えております。

ただ、その一方で、徳島の高校で部活動をしたい、勉強したいというオファーがあることも事実でありまして、一定程度活性化すると思えます。もちろん、その中心は本県の子供たち、特に、私立学校がほとんどない本県で、スポーツ、勉強、いろいろなことで大きな役割を担っているわけですけれども、そういったあらゆる手当てを講じて活性化を図ってまいりたいと考えておりますし、何よりも徳島の子供たちを中心に、そして徳島で育つ子供たちが徳島を支えているといった学校にしてまいりたいと思えます。部活動を含め、現場の先生が働きやすい環境、そしてそういうことを今後も支えてまいりたいと考えております。

藤田元治委員

今の県立高校、特に徳島の子供たちのために、これからも支援を充実していただきたいと思えます。

岡田委員

何点か質問させていただきたいと思えます。

まず最初に、先ほど、県外からの生徒の受け入れということで、平成26年度からスポーツの受け入れを正式にといったお話だったのですけれども、鳴門渦潮高校になるに当たり、先ほど、寮や寄宿舎のほうは閉じていくというようなお話も出ていました。県外の子供たちは家族で県内に入ってくるのではなく、子供だけが入ってくるという制度で受け入れるということで、体制づくりをされています。では、どこが責任を持ってその子供たちの生徒指導をされるのでしょうか。

前田学校政策課長

県外からの志願者受け入れ条件の緩和に関連したお尋ねでございますけれども、例えば、県内に保証人がいれば志願を認めるということでございますので、委員のおっしゃるように、子供が単独で来るという場合、当然、十分そうなるわけでございますけれども、その子供に対する生徒指導につきましては、申請するときに受け入れる高等学校との承諾書みたいなものを作成し、保護者がいない分、個々の子供に対する指導というのは学校のほうでやらせていただきますというような決まりでしてまいりたいと考えております。

寮につきましては、先ほどの教育戦略課長の答弁のとおりだと考えております。

割石教育戦略課長

県外からの生徒の受け入れに関連しての寮の整備についてでございますけれども、現時点におきましては、高校等がまだ決定されていませんので、今後、受け入れ校等が決まりましたら、総合寄宿舎の利用なり、あるいは民間の施設のあっせんなり、そういったもろもろも含め、研究してまいりたいと考えております。

岡田委員

やはり、家族と一緒に来るという場合と、子供たちだけが来るという場合では、全然違います。勉強とスポーツの両立を兼ねて県外から来てもらうということになるので、その子供たちの食事や生活の面、また、生徒指導といいますか、きちんと規則正しい生活を送れるかという面について、誰が責任を持つのかという意味で、ぜひ、寄宿舎制度、もしくは学校指定の寮というか、場所の確保というのともあわせて考えていかないと、ただ来てください、レベルアップしましょうというだけのおいしい話だけではなく、現実的に子供たちが将来背負っていくという部分がある。徳島だけでなく、日本の将来を背負っていくようなスポーツマンに育てていってもらうため、あわせて考えていただきたい。それは、以前からの話の中で、寮との併用をお願いしてきました。改めて、県外からの生徒の受け入れを拡大していくのであれば、先ほどおっしゃっていた最初の取り決めみたいな部分、それと受け入れる学校側の生徒指導の体制といった部分についてお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、県外から来た子供たちの生活が乱れることを危惧します。その子だけのせいではありませんが、地元の子供たちもそれにつられていくという部分もなきにしもあらずです。みんなが向上心を持って、取り組めるような体制づくりが必要だと思いますので、検討していただきたいと思うのですけれども、そういう部分を含め、大丈夫なのでしょうか。

前田学校政策課長

生徒指導上の問題があるとすれば、そういう生徒が来た場合のことも含めまして、入学後の生活につきましては、受ける学校のほうでも保護者、あるいは保証人と情報を共有しまして、生徒が高校生として生活ができ、他の高校生と切磋琢磨できるような環境整備につきましては、きちんと考えてまいりたいと考えております。

岡田委員

まだ、平成26年度ということで、少し時間があります。それについての取り組みをされている先進県の例でありますとか、私立でもいろいろ取り組みされていると思いますが、そういうのも参考にしながら、ぜひ、ベストな状態で県外の子供を受け入れていただくような体制づくりをお願いしたいと思います。

それと、先ほどの説明の中にありました体罰の実態把握について、少しお伺いしたいと思います。なぜ、年度末で、3学期の忙しい時期に、特に中学校においては高校入試もありますし、高校においても大学入試があるこの時期に、先ほど、8万人の子供たちを対象にといったお話だったのですが、今、体罰の実態把握をしたのか。また、この時期にしなければいけなかった理由を教えてくださいませんか。

松山教職員課長

ただいま、委員のほうから体罰の調査の実施時期等について御質問をいただきました。

この調査につきましては、1月23日付の文部科学省からの依頼を受けて実施したものでございましたけれども、委員御指摘のとおり、高校入試等を初め、諸行事の多いときでございまして、学校現場にはかなりの負担をおかけしたと思います。しかしながら、ほとんどの高等学校は3月1日が卒業式でございますので、卒業する高校3年生を含め、実態をできるだけ正確に把握するため、やはりこの時期しかないというふうに判断し、実施したところでございます。

岡田委員

すると、卒業される高校3年生の子も対象として、その部分のデータの回収はできているのですか。

松山教職員課長

高校3年生につきましては、卒業前で自宅研修等に入っていたところも多かったと思いますが、ほぼ回収できたというふうに聞いております。

岡田委員

わかりました。ただ、この体罰の実態把握も非常に重要なことなのですけれども、それ以上に、子供たちにとっては、やっぱり1年の締めくくりの年度末ということで、勉強においてもスポーツにおいても、また、次の進路を決める上においても非常に重要な時期で、子供たちに全力投球していただきたい。また、タイトなスケジュールで実施要綱を出されてますので、理由を伺ってみました。おっしゃるとおり、高校3年生の子供たちのほとんどは、1月いっぱい学校に来なくなって、2月は受験体制に入っていますので、その子供たちのデータも集めたということで、1つの意味はあったかと思います。

それから、先ほどの説明の中で、現状の39件の体罰の調査ができているということなの

ですけれども、実際、まだ調査中だと思います。その8万人に対しては、集まってきたデータを把握しますというようなお話でしたが、把握した後、どのように対応していくのですか。

松山教職員課長

ただいま、把握した後の我々の精査のことについて御質問をいただきました。

個々の事案につきまして、まずは詳しい報告書を上げていただこうと思っております。

その内容につきまして、こちらにもまた不明な点がありましたら、再度問い合わせをして、再調査する形で調べていこうと思っております。必要に応じて、該当の先生についても、直接、事情聴取をしたいと考えています。また、冒頭、教育長が報告を申し上げたように、外部の第三者の方に御意見を伺うということも検討しているところでございます。

岡田委員

そうしたら、その8万人全部のデータが集まってきて、把握した結果というのは公表していくのですか。体罰を受けた生徒に対し、どういう場面で受けたかという内容のアンケートをされたと伺っているのですけれども、実際、されたとされている先生方とともに、信憑性といいますか、そのときの状況や危険性、なぜ先生が体罰に至ったかという部分の調査をした上で、公表するのですか。そのあたりの細かい手続はどうされるのですか。

松山教職員課長

精査した後の今後の公表等についての御質問いただきました。

現在、2月22日、それから市町村、小中学校については、27日で1回締め切っております。今後、まだおくれて提出される部分もあろうかと思えますし、また、平成25年2月、3月分も合わせて報告を受け、そして精査をしていかねばならないと思います。それらがまとまって以降ということで、県教育委員会としてどのような判断をしたかということで報告したいと思っております。

岡田委員

どのような調査をして、どのように整理をして報告をするのかという部分について、調査の仕方と合わせて教えていただけますか。

松山教職員課長

調査の仕方についての御質問でございますけれども、2月1日に各県立学校、市町村の教育委員会に対しまして、体罰の実態調査についての依頼をいたしました。あと、調査の方法ですね。

（「調査で出てきたものを調査せずして報告するわけはありませんね」と言う者あり）
あの精査でしょうか。

（「その内容の調査をどうするのですか」と言う者あり）

精査の仕方については、先ほど申し上げましたように、詳しい報告書を出していただいて、不明な点については、再度、こちらから問い合わせをして再調査すると。必要に応じて、こちらが該当の先生に対して事情聴取もいたします。これは体罰に当たる、当たらないという判定をこちらでしていくのですが、その経過をどこまで公表できるかというのは、精査の中で検討していきたいと思っております。いずれ2月、3月分も後ほど報告が上がってきますので、それらを全部まとめた上での報告になろうかと思っております。

岡田委員

今おっしゃっていただいているのは、多分、県教育委員会の立場として、こちらのほうで精査調査しますということです。ただ、今アンケートしているのは、県立高校は別ですけども、各市町村から各学校に向け、小中の子供たちに対しては、各市町村からアンケートを出しています。各市町村は県に対し、調査せずにこういうふうな案件がありましたと上げてくるのではなく、やはり各市町村が精査して上げてくるべきです。今、アンケートをされているのはわかっていますけれども、具体的にどういうふうにデータを扱っていくのか、各市町村はどういうふうにするのか、また、各学校現場の校長先生なりの対応をどうするのか、それぞれ組織のトップがいらっしゃるわけだから、先ほど、教育長さんがおっしゃったように、第三者の方も交えて最終的には県教育委員会が判断し、公表するという話です。それ以前の段階について詳しく調べるということですが、県教育委員会で調べるのか、各市町村の教育委員会で調べるのか、それとも各学校長さんが調べるのですか。

松山教職員課長

アンケートの精査の方法、調査の方法等についての御質問をいただいております。

今回の調査では、各学校で教員に対する聞き取り及び児童生徒、保護者からのアンケートの中で、体罰があったという申し出があった分については、すべて県のほうに上げてくださいということをお願いしております。

その段階で、学校及び市町村の教育委員会で、事実関係等については確認していただいておりますけれども、とにかく、県教育委員会に全部上げてくださいということになっております。まず、我々がしっかりと精査をしまして、その後、必要に応じて市町村の教育委員会に対してこんなことをもっと調べてほしい、あるいは学校長に対してちゃんと説明してほしいといった指示をこちらのほうから出していこうと思っております。

まずは県教育委員会のほうでしっかりと見ていくと。それはどうしてかといいますと、とにかく申し出があった分については、基本的に全部上げていただいております。その中には明らかに体罰事案もございますけれども、そうでない部分もありますので、その点はやっぱり我々県教育委員会のほうがしっかりと責任を持って精査したいと考えております。

岡田委員

わかりました。ということは、今出されている分のすべての集計といいますか、8万件分のデータ回収というのは、県教育委員会が最終的に行なって、それを個々に戻していっ

て、調査していくという話ですね。だから、学校現場の子供たちから上がってきたものを捜査するのではなくて、上がってきたものをそのまま県教育委員会のほうに提出するということでよろしいですか。

松山教職員課長

はっきり体罰があったとの申し出があった事案については、全部こちらのほうに上げてほしいと連絡しております。

岡田委員

わかりました。県教育委員会のもとにおいて、県教育委員会が責任を持って、詳細ないきさつであったり、なぜそれが起こったのかという部分についてもちゃんと判断し、対応していただけるということですので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、第三者というのはどの部分を指しているのですか。

松山教職員課長

第三者の御意見を伺うことについての御質問をいただきました。

文部科学省からの依頼の文書の中には、必要に応じて個人情報取り扱いに配慮しつつ、外部の第三者の参画などの工夫をせよという部分がございます。このことを踏まえまして、まず39件の事案について、まず、やっぱり県教育委員会のほうでしっかり精査する。その中で、その内容を見て、どういう方をお願いしたらいいのか、その方法はどうかということも並行して考えているところでございます。

岡田委員

具体的にどういう機関なのか、また、どういった専門家の方から御意見をいただくようになるのでしょうか。ぜひ、真実をとらえ、それから今後の徳島県の教育のあり方に反映できるように調査してもらうとともに、今後の取り組みについても考えていただきたいと思います。実際、体罰をしないで生徒を指導をしていくという部分において、教職員に対し、どのように子供たちへかかわっていくかについて、平成25年度ではどういうふうに取り組んでいこうと考えられているのですか。計画はもうできていると思うのですけれども。

松山教職員課長

今後の生徒指導、部活動等の指導体制、あるいは指導に対する教員の力量のことについて御質問をいただいておりますけれども、当然のことながら、今回の体罰調査のことは受けまして、平成25年度の初任者研修、10年次研修等におきまして、体罰禁止の徹底を十分に図っていくとともに、いじめや暴力を初めとする児童生徒の問題行動等に対しまして、引き続き、教師が毅然として、自信を持って、しっかりと指導していくことについて、さまざまな研修の機会がございますので、その中で総合教育センターと連携しながら、その取り組みを強化してまいりたいと思っております。

岡田委員

先ほどの県外の子供たちの受け入れのときの生徒指導という話もありました。学校の生活指導、生徒指導の1つに体罰があったということで、それは子供たちの心を傷つけるし、身体も傷つけるということで、絶対にあってはならない。体罰の実態把握を行い、また、今後の対策という部分を検討されていると思います。私はちょうど昭和40年生まれですが、私たちが子供のときは、先生方にさしでたたかれるというのは普通でした。児童虐待のときの話で、自分がそれを愛情と思って受けていたことは、逆に、またしてしまうということで、児童虐待も連鎖していくという部分があります。

実際、先生に怒られるということは、自分が悪いことをしたから当然という部分があって、その中の1つに私自身もさしでたたかれた経験もありますので、その中であってそれを払拭していく指導のあり方というのは、非常に新しい方法を考えていかないと、今まで絶対いけないのだと言っても、自分が受けていたことというのは取り組みの中でやってしまうという部分があります。それを断ち切って、次なる先生方が口で説得していく方法であったり、体罰以外で子供たちを指導していく方法というのは、かなり高度な技術や会話術が必要になってくると思います。実際、先生方は来年度にそういうふうな勉強をする機会を設け、今おっしゃったような新人研修以外に、多分、各学校の現場においても、特に生徒指導をされる先生方においては、本当に自分が毎日接していく部分になりますから、その部分を強化して行って、先生方もスキルアップしていただかないと、体罰の問題は絶対になくならないと思います。今おっしゃったような大きな会議の話ではなく、現場においてどういうふうに取り組んでいくのかといった計画は出ているのですか。

松山教職員課長

実際のところ、この場面ではどういうふうに指導したらいいのだろうか、学校現場の具体的な状況に応じて研修していかねばならないと思いますので、これについても県として統一的な計画というのではなく、やはり日ごろから管理職、特に校長先生等を中心に生徒指導主事の方々を含め、校内で生徒指導のあり方、研修を着実に進めていくというふうに、校長会、あるいは市町村教育長会等で繰り返しこちらからもお願いしてまいりたいと思います。

なお、生徒指導主事とか、特別活動の主任等に対する職務研修もございますので、それについては総合教育センターと連携しながら、この問題についてはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、岡田委員のほうから体罰と生徒指導の関係というか、かかわりについての御質問をいただきました。

今現在、大阪府の高校での部活顧問による暴力行為と申しますか、それが体罰をいうことで、大きく社会問題化しているわけですが、暴力行為や体罰は絶対にあっては

ならないことをごさいます。生徒指導上、必要な場合には懲戒というのを加えることができると。これは法に定められているところをごさいます。ただ、暴力行為と、生徒指導上に必要な指導行為である懲戒が混同されて、ややもすると先生方がみずからの指導に自信が持てない。そして、実際の指導において、一方では過度の萎縮を招きかねないという指摘もごさいます。

新聞報道等によりますと、国におきましても参議院の本会議で安倍総理の答弁や、また、教育再生実行会議での提言の中にも学校現場に過度な萎縮を招かないよう、暴力行為である体罰と指導行為である懲戒に関する考え方をさらに具体的に示すとともに、他の児童生徒の安全・安心の確保、また、正当防衛のための有形力の行使について、学校関係者と認識の共有を図りたいという答弁がごさいました。

そして、それを受けて、現在、文部科学省のほうでは具体的な指針の策定をしていると聞いております。そのあたりの動きが今後明らかになって、指針が示されましたら、私どもも学校の先生方にそれをお伝えしますし、また、生徒たちとの人間関係、信頼関係があるかないかということが極めて大きな問題でごさいます。あれば通ずるところがあるが、なければ何をしても、何を言っても通じないということをごさいますので、その信頼関係を一層図るためにも、先生方一人一人にカウンセリング力、子供たちの心を理解する力をつけていただくということで、総合教育センターにおいてカウンセリングの研修講座を特に夏休み中にたくさん設けてごさいますして、先生方みずから手を挙げて参加していただけるような講座としております。

また、各学校において、生徒指導の中心となる生徒指導主事を対象とした研修会を毎年1学期に持っておりますが、その中でも県教育委員会のほうで作成しております問題行動への初期対応マニュアル、そういう個々の事例を明らかにしながら検証するようなマニュアルもごさいますので、それを生徒指導主事にはしっかりと研修していただいて、それを持って帰って各学校の生徒指導の研修会の中で役立てていただくことを考えております。

林体育学校安全課長

部活動における体罰につきましては、部活動やスポーツを通しまして、教育の場であるということでもありますので、そこに体罰や暴力があってはならないと考えております。そのためには、委員おっしゃるように指導者のレベルアップ、指導方法が大切だと考えておりますので、本課といたしましても、ミスしても何がいけないのかとか、どこが足りないのかということ先生方が生徒とともに考えながら指導していく方法でありますとか、それから医科学の面や栄養学、メンタル面などのいろいろな専門的な面で、先生方がいろいろ勉強できる機会の研修会を開催したいと考えております。

岡田委員

実際、先生方は本当に日々の学校生活というか、子供たちとのかかわりの時間が多くて、夏休み期間中の研修といってもほとんど忙しい。その日でないと絶対に無理というのではなく、できるだけ全部の先生方に受けていただくように、同じ内容で何日間か開催すると

か、時期を変えてするなど、ぜひ、研修する側も工夫していただきたい。まずは先生方のスキルアップというのが一番大事ですし、秋山企画幹がおっしゃったように、人間関係の構築というのがあってこそその話になりますので、やはり日々の積み重ねが絶対に重要な部分であり、日々の指導なくして特別なことはなかなか成り立っていかないと思いますので、毎日の取り組みを通して先生方のスキルアップであったり、子供たちの会話の中にどのようにかかわることによって向上していくかという部分について、ぜひ、研究といたしますか、取り組んでいただいて、教育目標でありますけれども、徳島の子供たちがたくましくなるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

多分、年度が変わって、平成25年度は新たな取り組みをいろいろしていただけたと思いますが、やっぱり新たなスタートということで、この4月から新たな気持ちでできるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、もう一つ、実は会派で足立区に行って、先ほど栄養の話も林課長のほうから出ていましたけれども、足立区のほうではおいしい給食という取り組みをされています。なぜ、足立区に給食の話聞きに行ったかといいますと、ただ、おいしい給食を徳島県が提供してくださいということではなく、足立区にもいろいろな事情があって、生活保護を受けられている方も非常に多い。人口67万人ぐらいなので、規模としては徳島県より少し小さいのですが、職員数は3,300人ということで、徳島県とよく似た規模であるため、足立区のほうに行かさせていただきました。

その中で、実際、徳島県の糖尿病の死亡率はまだまだ高い水準にあるわけですが、生活習慣病をなくすため、給食の栄養の塩分や脂肪分を控える、蒸した野菜を食べるとか、いためた揚げ物を食べないというのを給食の中で取り込まれている。

その中であって、今も話にもありましたように、スポーツで活躍してもらうため、ぜひ、給食の中の献立という部分を改めて再認識していただきたい。これは、多分、町村の管轄になるのですが、県としても子供たちに必要な栄養バランスの部分であったり、糖尿病を予防するため、子供としての塩分摂取量が幾らぐらいでないといけないといった、将来を見据えた健康をつくるためにスポーツと食事という部分は欠かせないと思いますし、また、当然、勉強してもらわないといけない。その中で、実は、中学校の中には生活習慣病を予防するため、どんな物を食べたらいいですかというような、給食の中の献立を考えましょうというような授業もされている。子供たちにとって給食というのは毎日のことで、非常に身近なことであります。献立表が1カ月前には出るのですが、自分たちで献立を考えましょうというのは、取り組みとしてなかなかやっていないのではないかと思いますので、今後、徳島県の中で、県教育委員会において、将来、子供たちが健全に生活していくため、給食のあり方というのでも考えてほしいと思うのですが、いかがですか。

池淵防災・健康教育幹

文部科学省におきましては、厚生労働省が定める日本人の食事摂取基準を参考にいたしまして、児童生徒の健康増進及び食育推進を図るため、望ましい栄養量など、学校給食摂

取基準が定められております。学校給食摂取基準では、ナトリウムの数量、数値なども定められているというところでありまして、1日の食塩摂取量を減少させるため、学校給食にも定められているところがございます。

学校栄養士等につきましては、この基準に従いまして、栄養バランスのとれた学校給食献立を立案し、児童生徒に提案しているところがございます。また、先ほどお話ありました学校給食の献立等につきましては、本県におきましても、高校生から学校給食のアイデア料理のレシピ集を募集して、コンテストを行いまして、その優秀作品につきましては、各小中高、特別支援学校、教育委員会、調理場等にも配布をして、学校給食の献立に活用してほしいといったところで取り組んでおります。

岡田委員

もう一つ、先ほど、高校生の方がというようなお話がありましたが、ぜひ、子供たちに自分たちが食べるものを自分たちが提案して、おいしいものを食べていただく。

そして、実は、足立区では、おいしい給食のレシピというのを教育委員会がつくって、7万部売れているそうです。ホームページを見ていただいてもレシピがいろいろ出ていて、家庭でも活用してくださいということで、いろいろな取り組みをしている。あと、こういうふうなおいしい給食提供していますということで、チラシももらえる。

それと、もう一つすごいなと思ったのは、各学校でみずから調理をしているという。これは、指定管理に民間が入っているらしいのですけれども、逆に、今、徳島県内の市町村の取り組みは、センター方式に変わりつつありますので、その逆をしていることとなります。センター方式になれば、同じような給食を提供できるようにはなるのですが、御飯が炊ける香りでありますとか、その調理ができるにおいでありますとか、おなかのすくということの喜びといいますか、学校の中でお昼の香りがするというのは、子供たちの食欲が増していくのではないかと思いますので、ぜひ、そのあたりを再度考えていただくとともに、実は徳島県内の市町村によってかなりばらつきがありますので、予算に限りがあるのはよくわかっておりますが、その中であって、やはり徳島県内の子供たちに同等のおいしい給食が食べれるような取り組みというのをぜひしていただいて、先ほどの話にもつながっていきますけれども、健全な心と身体をつくる部分の基本に給食がなろうかと思っておりますので、ぜひ、お願いしたいと思っております。

そこで、県としてはトータルなレシピといった部分を県教育委員会において、ただ塩分が決められていますというのではなく、次に素材の家庭力を上げるような取り組みをしていただきたい。その中であって、やはりその家庭力を築いていくにも、食べるものというのは、その子供たちの一生を左右していきますし、子供たちは一番おいしい物を知っています。子供たちは、天然のだしが出る野菜がたくさん入った味噌汁が非常に好きですが、最近、それを食べる機会がなかなかないみたいで、こんなお味噌汁を初めて食べたといった子供たちの歓声を聞きます。その中であって、だからこそ給食での本物の味というのを体験できるような機会というものを、ぜひ、つくってほしいと思っておりますが、いかがですか。

池淵防災・健康教育幹

学校給食の味つけ等におきましては、味噌汁や煮物向きのコクのあるだしが煮干しでとれまして、削りぶしや昆布でとる混合だしは、香りが高くて色の薄い上品なだしがとれるというようなことから、基本的に学校給食では、煮干しや昆布などのうまみ成分豊かな自然素材のだしを使っているというようなことで取り組まれています。各調理上の栄養調理や学校栄養食品につきましては、地元の食材なども活用しまして、学校給食のレシピの開発などにも努めているところでございます。

岡田委員

逆に言うと、学校の給食でしか伝統食を味わえなくなっている部分もあります。地産地消ということで、子供たちが地域の野菜を見直し、給食にニンジンや鳴門金時が入ることによって季節感を感じることもあるし、ただ、好きでおいしいから子供たちが食べるというのとは別の部分であると思えますけれども、子供たちの日本の伝統文化を守るという意味でも、また、徳島県の味を将来PRしていただくためにも、ぜひ、大きな視点で取り組み、徳島のおいしいものをPRをしていただきたいと思います。

子供たちの健全育成というか、そのすべてについて、教育長いかがですか。

佐野教育長

岡田委員のほうから給食に関して、いろいろと御質問をいただきました。

今、伝統的な料理が本当に学校給食でしか食べられないというふうな事実も一面ではあり、これは寂しい事実であります。その上で、学校給食が果たす役割が大きなものであることも認識しておりますし、また、徳島県内すべての市町村教育委員会に栄養教諭が入ってきておりまして、その中で地産地消も含めまして、学校給食のあり方を検討し、さらにおいしい給食、徳島の地元の栄養価の高い食育についても、健康教育の観点からも進めているところであります。そして、食はその身体を育てて、身体が健康であるということは、当然、心も健康ということで、健全な肉体に健全な心が宿ると。昔からそう言いますけれども、そういった意味で食の観点が非常に大切だと思っております。これがトータル的に徳島の子供たちを育てていく1つの大きな要素になるということも肝に銘じて、学校給食のあり方、そして徳島県の健全生徒の育成に今後も支援に努めてまいりたいと考えております。

大西委員長

休憩いたします。（12時07分）

大西委員長

再開いたします。（13時20分）

西沢委員

済みません。まず、事前委員会のときに調べておいていただけたらということで、2つほどありました。人権に対する言い方で、人の義務というのはどういう言い方があるのか、またはないのか。それと、世田谷区の日本語の教育に対して読んでいただいて、感想を聞かせていただきたいと。読んでいただいた方、手を挙げてください。

（該当者挙手）

読んでいただいてありがとうございます。全員にとはいかないけれども、教育委員長は読んでいただいたのですか。教育委員長、教育長など、四、五人の方に読んでいただきました。

まずは、人権と人権に対する人の義務ですね、何か言い方があるのでしょうか。

高田人権教育課長

人権の反対の言葉についてですが……

（「権利と義務は反対ではありません」と言う者あり）

わかりました。まず、人権教育の中におきましては、権利の行使に伴う責任、あるいは義務を正しく理解し、自分の権利も意識しますが、もちろん周りの人たちの権利も尊重し、それぞれの責任や義務をしっかり果たしていくと。権利と義務の関係においては、十分尊重していきますし、その責任を伴う分についてももしっかり果たすことを大切にしていこうとあります。

西沢委員

当然、人の権利を主張していくという中に義務的なことも入ってくるのですが、そうではなくて、今の教育そのものの中に、自分がしてほしいことを言うのが中心なのかなと私は思います。それが大き過ぎるのかなと。まず、自分が進んでやるべきことはやると。いつだったか忘れましたが、まず、自分がやることをやって、そして主張するというふうに教えられました。だから、義務的なことをやって、その後で自分の権利を主張するということが教えられました。

それが、今ではそういうことはまずなしに、最低限、義務と権利は同等みたいな扱いの中でやっているのではないかと思います。ただ、ほとんど権利ばかりの世界の中で、権利の一部に義務的なことも入っているかもわかりません。でも、義務は義務です。自分のしなければならないことをまずやるんだというようなことを、人間教育の中ではちゃんと打ち出していくべきではないのかなと。そのあたりが非常に疑問点なので、聞いたわけです。これについては、また後で聞きます。

まず、その前にもう一つの宿題のほうです。世田谷区の全小中学校公立学校で日本語教育を実施しました。世田谷区だから区立です。小学校の1年から中学校の3年までです。

私も視察に行きましたが、視察に行った全員がカルチャーショックを受けて帰ってきました。たくさん読んでいただいて、うれしく思います。まず、読んでいただくということが、今回お願いした一番の問題です。読んでどう感じるか、感じたことを次につなげていくのが私の大きな役目ですけれども、まずは教育長、副教育長、そのほか数人から感想を

いただきたいのですが、どうでしたか。

佐藤教育委員長

6冊ともすばらしい。大変申しわけないですけれども、さらっと読ませていただきました。まず、中身に圧倒されるほど、私はすばらしいと思いました。そういうふうなものの中で、世田谷区がこれを教科書として生徒たちにお渡ししているということをお聞きしました。その部分で、これは1年生にとっては非常に難しい、あいうえおもわからない1年生に対し、違った中身、もっと深い文章が入っていましたので、これがどのような形で子供たちに結びついているのかな、教えているのかなというふうに思いました。

自分なりに解釈したことは、やっぱり子供たちの年齢、あるいは系統性を持つ学校の中身などが教科書としてあるのだと。しかし、この大事だと思われる日本語であるとか、日本のよさ、あるいは美しいものであるとか、すばらしい文章であるというふうなものを、何というか常に授業の中でこれが主になって教えているのではなく、これは大事にしないではいけない、今わからなくても、これを持っていることによって、何というのでしょうか、教科書にない、本当の心にぴたっとくるような中身があるのだというふうに自分なりに解釈しました。

教科書というのは系統立ったもの、指導要領に沿ったものの上であって、この中身というのは、先生と一緒にやるときもあるけれども、お家へ持って帰って、お家の中でお母さんやお父さん、おじいちゃんにこんなことも書いてある、おはしの持ち方も書いてあると言いながら、ひょっとしたら、これはこの十のところを開いているのかなとか、どのように使っているかわからなかったものですから、そういうふうに思いました。

そして、すごく中身は深かったので、変な言い方ですけれども、少々感動した部分があります。特に、哲学の部分で幾つかすばらしい文章がありましたので、これを本当に子供たちが自分の年齢に応じて読んで感動し、そして、今わからなくてもこういうものがあるということを知ることがとても大事なことなんだなというふうに私は思いました。このような感想でございます。

佐野教育長

佐藤委員長と重なるところがあるのですけれども、まず読ませていただいて、よく日本語のことが書かれているなと思いました。よく読んでみると、そこには論語があったり、王維の別離という詩があったり、そして万葉集がすべて載っていたりということで、網羅的に載っているなど。これを週1回の授業の中でやられるということで、正直申しまして、これは教える側の力量が問われる、非常に高度な内容だなと思いました。

しかしながら、なおかつ日本文化と言いながら、日本の思想の源流がどこにあるかということにも思いをはせるものだなと思いました。繰り返しになりますけれども、私自身は非常に内容が高度で、教える側の力量が問われる教材だと感じました。

（「もう一人、お願いします」と言う者あり）

細井文化の森統括本部長

今の二人の感想と重なる部分もかなりございますが、拝見しまして、まさに国語ではなくて、教科に日本語と銘打っている。あと、小学校の算数につきましては、朗読、暗唱というところを特化して、小学校6年間を通じてというところが明示されている。また、もう一点が、中学校の教科日本語という中で、日本文化という1冊がございました。そのところが、世田谷区のほうで意欲的、独特かつ特殊な取り組みをなされた。中身の濃さにつきましては、本当に委員長、教育長も申し上げたとおり、私どもですと、古典、短歌、漢詩も含めてですけれども、少なくとも中学校から後だったのではないかと。おっしゃるとおり、朗読という分野の素材ではありますが、やはり中身の難しさと申しませうか、レベルという点では、指導のほうもなかなか大変だろうなという感想がございます。

西沢委員

難しいということがいろいろ出てきました。小学校1年生が漢文をやると。あいうえおを習うのとどうも一緒みたいです。初めて言葉を習うというのは、どれが難しいとか、余り関係ないみたいです。当然、世田谷区の先生方もこれは難しいのではという議論になりました。でも、やってみたらスムーズに行きたみたいであります。どんな難しい漢文であろうと、漢詩であろうと、子供たちはずっと覚えてしまうのだと。その言い方を覚えるだけでなく、中身までちゃんと覚えるとのことだそうです。

私どもは4年生を見学に行きました。そうしたら、漢詩をやっておりました。私が詩吟でやっているような、そういうすごい漢文でしたけれども、その中で4年生が知っている字を選びなさいと。その中で、チームに分かれて全体の意味もだんだん解読していきます。

前で先生が重点的なことをちょっと教えてくれて、これはどういうふうに書きますとか、これはどうやって読むかとか、抑揚をつけて、どこが強く、どこが弱く、どこがゆっくりとか、そんなことを考えて、チームで考えて出してきなさいと言って、それを実行していきます。

だから、単に読むというのだけではありません。思いを込めて読む。それも中身をわかってやるということで、本当にすべて理解できるような形になる。4年生でしたが、多分、1年生も何かの形では中身までちゃんとわかって読んだり、覚えるような仕掛けはしているのだらうなと思います。

だから、小学校1年生であろうとも、何が難しいかというのは大人が見て難しいのであって、子供が見て難しいというのと全然違うのだなということを感じました。これについて1つのショックを受けました。

それから、もう一つショックを受けたのは、区立の小中学校すべてでやっています。区立でこんなことができるのかと、それも週に1時間とってできるのかというところにもう一つびっくりしました。徳島県では、ほとんど公立です。全国でもこれだけ公立の割合が高いところはありません。だから、公立の域から出ない、教育的には出られないだろうというのが私の頭の中にもありました。でも、それを見たら、やったらできるのだなと。公立の学校教育の範囲を超えた教育もやればできるのだなということをお教えされました。意欲

さえあれば、いろんなことができるのだなと思いました。

だから、まずは徳島の教育委員会のほうもそういうことを踏まえて、今やるべきことは何なのだと。国はこういう方針を出しているけれども、いや徳島県はこうやるんだというようなこともやれるのだらうなと思いました。いかがですか。

原内副教育長

世田谷区の例で、公立でもやろうと思えばやれるのではないかというふうな御意見でございますけれども、私もやる意思があれば公立でもやれると思います。そこで、何をするのかというのが大事なのではないかと。ただし、小中学校になりますと、やはり市町村立になりますので、県のほうがこうだというのは少々難しいかなという気もしております。

やはり、設置者である市町村の教育委員会のほうがこういうことをやりたいんだということがございましたら、県教育委員会といたしましても十分相談に乗っていきたいと考えております。

西沢委員

うまく逃げられました。そうではありません。県の教育委員会は、小中学校は全然関係ないのですか。そうではないでしょ。教育全般にわたって、やっぱり教育委員会は持っているわけですよ。当然、役割分担もありますけれども、全体としてはやっぱり県の教育委員会が全体を抱えていると私は思っています。そうでなければ、こんな議論をやっても無理です。小中学校のことに対しては、そうではないと思います。

だから、言ってきたらするということではなく、こういうことがあります。本当に大事なことをやりませんか。何か方法論を考えませんか、県から投げかけ、またはそういうチームをつくることといったことをやったらどうか。本当にそういうものがあれば、こちらから積極的に言って、それを進めていくことも手ではありませんか。それで、市町村のほうができませんかと言えば、そこだけしなかつたらいい。やれるところだけ一緒にやって、あとからついてくるかもしれない。

だから、全体でやりませんかと言ってやるのはなかなか厳しいものでしょうから、いいことだったら、これだと思ふようなことだったら、やっぱり公立であってもできるんだという中で進めていく。そのぐらいの気概を持って教育を臨まなかつたら、徳島県の教育は残念ながらだめです。どんどんだめになっていきます。やはり、教育というのは時代に合わせてあります。それから、昔のこともいっぱいいいことがあります。そんなことをちゃんとやって、考えていかなければならない。そのためには、やっぱり日々ずっと考えていかなければならないのではないかと。言ってきたらするのではだめだと私は思うのですが、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

今、西沢委員からお話がありましたとおり、都道府県の教育委員会につきましては、法令上、市町村の教育に関する事務の適切な処理を図るため、都道府県委員会は必要な指導、

助言、または援助を行うことができるという規定がございますので、市町村が設置しているから云々だけでできる、できないというわけではないと考えております。

ただ、先ほどの世田谷区の教科日本語に関しては、教育課程特例校として、今は全国でもできる仕組みになってございます。世田谷区だけではなくて、同じような取り組みが新潟でございまして、福岡県にもございますが、そういった取り組みについては、都道府県教育委員会のほうに、こういう取り組み事例があるという事例集なども国のほうから来ておりますので、徳島県教育委員会のほうから市町村に対し、各種会議を通じてそういう制度の周知というのを今後とも引き続き図ってまいりたいと考えております。

西沢委員

単なる周知ではなく、一遍、各市町村担当の方に集まっていただいて、まず日本語だったら日本語でいいですが、議論することが必要ではありませんか。こんなことがありますよと単に出すのではなく、集めていただいて議論する。その中でいいものはいいで進めていく、悪いものだったらやめる。そういうことが前向きなやり方ではありませんか、私はそう思います。日本語だけではありません。よいと思ったことは、どんどん前向きに議論して考えていってほしい、できるものは実行していってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

市町村教育委員会に対して、今、県が取り組んでいる事業でございまして、そういう行政内容について、県教育委員会のほうで説明する機会がもちろんございますので、委員御指摘の議論ということについても考えてまいりたいと思っております。

西沢委員

やっぱりこうなるのですね。機会をとらえてということをよく使います。でも、機会をとらえてではないでしょ。前向きということは、こういうことがありますよと。そういうことに対して集まっていただいて議論する。何かのときに集まっていたとき、それを発表するというのではなく、そのために集まってもらって議論するというぐらいの気概を持ってほしいなと思います。

そして、この日本語教育というのは、こんな科目ですというだけにはとどまっていません。この中にもいろいろあります。単なる日本語だけではなく、徳島の文化、海部郡なら海部郡の文化、その地域の文化を題材にして取り上げて、この中にはめたりしています。

でも、この本の中だけでなく、そのほかの教科、音楽だったら音楽、美術だったら美術の中で、すべての教科の中に日本語的な、日本語の教育を盛り込んでいます。地域のことを盛り込んでいます。だから、その本の中だけではありません。全体的に広げて、そういうことをやっている。だから、国語で国語を習うということではありません。国語を全体的に習っている。数学でも一緒です。ということで、すべての教科の中で日本語を一生懸命勉強している。日本語というのは、表現とかいろいろありますけれども、考えてそう

いうことをしている。だから、よいところはどんどん吸収して、前向きにやってほしいと思います。これから大いに期待しますので、教育長、どう思いますか。

佐野教育長

今、西沢委員のほうから、日本語教育に限らず、市町村教育委員会とさまざまな議論の機会をとらえて、積極的にという話がありましたけれども、実は、これまで市町村教育長と私どもとでお話する機会が余り十分でなく、そういう御指摘も受けたことがあります。

来年度から年に三、四回ほど、定期的にそういう会合を持とうという企画をして、来期は4月に決まっているところでございます。

その場で、今、御議論いただいている教育振興計画でありますとか、あるいは教育の戦略会議、その学力向上案でありますとか、そういうことも含めて議論をすれば、既に設けていこうと考えておりますので、市町村教育委員会ともども徳島県の教育について前向きにいろいろな議論を重ねてまいりたいと思います。

西沢委員

前向きということで、御期待申し上げます。

その次に、先ほどの続きです。まず、教育勅語というのがあります。これを読まれた方は手を挙げてください。

（該当者挙手）

2人ですか。戦争に負けて、当然、教育勅語は廃止になっていますが、教育勅語にはいっぱいよいことが書かれてあると思います。今まで、私だけでなく、たしか竹内先生も教育勅語について取り上げたことがあります。見たこと、読んだことはありませんか。たまにテレビなどでさわりだけ言っているのを聞くことがあります。この中ですごい人間性を重視するようなことがいろいろあります。国を大事にするとか、いろいろ書いてありますので、ちょっと読んでみます。

私のことを朕と言いますが、私が思うには、我が皇室の先祖が国を始められたのは、はるか遠い昔のことで、代々築かれてきた徳は深く篤いものでした。我が国民は忠義と孝行を尽くし、全国民が心を1つにして、世々に渡って立派な行いをしてきたことは、我が国のすぐれたところであり、教育の根源もまたそこにあります。あなたたち国民は、父母に孝行し、兄弟仲よくし、夫婦は仲むつまじく、友達とは互いに信じあい、行動は慎み深く、他人に博愛の手を差し伸べ、学問を修め、仕事を習い、それによって知能をさらに開き起こし、徳と才能を磨き上げ、進んで公共の利益や世間の務めに尽力し、いつも憲法を重んじ、法律に従いなさい。そして、もし危急の事態が生じたら云々とあります。

このように、中にはこういうことしなさいよ、親に孝行しなさいよとか、いろいろ道徳的なことがいっぱい書かれています。これについては、よいところも悪いところも、時代に合うもの、合わないものもあると思います。これを全否定するものではないと思います。

そこで、今の戦後の教育で一番足りなかったのは、この教育勅語を全部廃止したことではないでしょうか。ここに書かれてあることを全部廃止したのかどうかはわかりませんが、

かなりカットしてしまったのではないか。そういうところから、ちょっと人間性を軽くしたような、道徳の教育があったとしても、まだまだ軽いものであって、時代にだんだん流されて、今のようない時代になってしまった。親が子供を殺す、子供が親を殺す、いじめをするといった妙な時代になってしまったと思います。だからこそ、この前言ったように、人間をつくるということを重視した教育というのが、今、本当に必要ではないかと思えます。

今の安倍総理大臣が初めて総理大臣になった平成18年に、かなり力を入れて教育基本法が約60年ぶりに、平成18年に改正されました。そして、中には公共の精神をとらとび、豊かな人間性を備えた人間の育成を期する。まさに公共の精神を問うているので、豊かな人間性ということは、やっぱり人間性を重視しなさいというような方向に変えたのだらうなと。ただ、私が残念だったのが、その中で個人個人の義務というものを大切にしなさいという義務的な表現、言葉がないのでちょっと残念なのですけれども、意味的には人間性、人間をつくるということが教育の基本であるということ盛り込んでいたのではないかと思います。

そこで、これは平成18年ですから、もう5年になるのですけれども、新しい教育基本法にのっとなって、教育委員会は何か改善しましたか。

割石教育戦略課長

教育基本法の改正に伴って、県は教育面でどういったところを実施してきたかという御質問であったかと思えます。

平成18年の教育基本法の改正につきましては、ただいま委員がおっしゃったとおり、これまで教育基本法が掲げてきた普遍的な理念は継承しつつ、公共の精神など、日本人が持っていた規範意識を大切にすることや、それらを醸成してきた伝統と文化を尊重することなど、今日極めて重要と考えられる理念として、明確にしたということでございます。

この教育基本法の改正を受けまして、県教育委員会では現行の教育振興計画のほうを平成20年に策定いたしておりますけれども、この計画の中でも基本理念について3つ掲げております。この中で、豊かな社会の創造に参画できる人を育てますということで、この言葉に込めました意味といたしまして、互いをとらとぶ心や思いやりの心、あるいは社会性や規範意識を身につけて、個性や多様性を認め合いながら、社会の一員としての使命感を持った人を育てていくのだというふうな意味合いでありますとか、あと、郷土に誇りを持ち、国際的視野に立って行動できる人を育てますという、もう一方の基本理念のほうでは、郷土のよさとか、すばらしさに気づいて、それをよく知り、徳島を誇りに思って、郷土や社会の発展のために積極的に行動する人を育てるといった基本理念を掲げ、教育に取り組んできたところでございます。

西沢委員

60年前につくった教育基本法を久しぶりに変え、力を入れた。何を言いたかったかと言いますと、自分の権利だけでなく、公共的な精神、自分のやるべきことをやってというこ

ともこの前文の中に入っています。前文の6～7行の中をわざわざ変えた。公共の精神をとうとび、豊かな人間性を備えた人間の育成を期すると。そういうふうな文言をわざわざ入れています。だから、そういう人間性をつくるのだということにかなり力を入れて改善したことなのだなと私は思います。

ということの中で、この前の5カ年の改革を見ると、道徳については非常にページが少なく、要するに精神というものをどれだけ生かしたのかなと。平成18年に教育基本法を変えたというところをどれだけ生かしたのかなと思うわけです。今、社会が本当に大変なときです。日本だけではありません。人間性がだんだんおかしくなっている時代だからこそ、子供の教育そのものにやっぱり物すごく力を入れるべきだろうと思います。

だから、この前の教育基本計画だと改善されていないだろうとは思いますが、本当はこれこそ力を入れて、別枠でもすべきではないかと思えます。それも、子供だけでなく、先生方も人間性の教育をやる、PTAもやる。といっても教育委員会はそこまでできませんが、それくらいのつもりでやっていって、一日も早く人間性重視の社会に戻していく必要があるのではないかと思います。だからこそ、この前言わせていただいたのですけれども、まとめで結構です。教育長、教育委員長、2人ともどう思われているか、お願いします。

佐野教育長

現行の教育振興計画の中で、改正の教育基本法について、それが生かされていないのではないかと御指摘もいただきました。

教育戦略課長からるる説明いたしましたけれども、今回、この改訂に当たりまして、各委員の皆様から御指摘を受け、御意見、御助言をいただき、国を愛する心といったもの、それから我が国の伝統文化を守る、また、道徳教育の部分をふやしたところでございます。

教育と申しますのは、御承知のとおり、長いスパンでものを考えていくということではありますけれども、国の理念である教育基本法が変わったとき、それを受けて教育の世界へ施していくというのが我々の重要な役目と認識しております。そういった意味では、新しい教育振興計画を生かしていきたいと思えます。同時に、戦後教育の中で、個人の権利ばかりが主張されるようになってきたのではないかと御指摘があることも承知しております。そういった中で、義務を果たし、個人の権利も主張しながら、知徳体の調和のとれた子供たちの育成、あわせてそれを指導する教員についても研修し、誇りの持てる我が国日本、徳島県、そういうようなものに対して一助となれるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤教育委員長

今、教育長から強い御言葉をいただきました。よく教育の中身のとき、不易と流行という言葉がありますけれども、一番大事な不易の部分というのが今の部分ではないかと思っております。学校教育の採用の中の一番の観点も、実は指導力であるかもしれないけれども、もっと奥にある、その先生が持っていらっしゃる人間的な人間力みたいなものが教員

採用でとつても大事だということで、審査の段階でも一番最後のところでそういう審査をしていただいているように思っております。

学校の教育のねらいの中で、一番大事なカリキュラムの中に何も無いように見えるけれども、実は教育全体が一番大事な心を育てるというか、文章で読んで、覚えて知るものではなく、日々の学校の生活の中で学んでいくものであると思っておりますので、教員の質というものがとつても大事だと考えております。ちょっと十分なまとめになっておりませんが、委員がおっしゃられたことが本当のことであると思っております。

西沢委員

この前、いじめの問題があつて、自殺した事件がありました。そのときに学生からいろいろ文書を書いていただいて、まとめたそうです。しかし、それにのつとつて何もしなかった、公表しなかった。結局、校長先生以下、学校側は本当に人間性を持った扱いをしたのかなど。要するに、かた苦しく言えば、自分の義務を本当に果たしているのかなと思ひます。

だから、言つたら悪いのですが、学校の現場の中で問題があつたことは、私たちの耳になかなか入ってきません。現場でいっぱい問題があつたとしても、私たち教育委員の耳に入ってきません。なぜですか。どこかでとまっていますよね。だから、そういうことなのです。結局、先生方もみずから反省して、出すべきことは出して、ちゃんと処理していくことがなかつたら、子供たちはついていきません。先生方を色眼鏡で見えてしまいます。だからこそ、先ほど言ひましたように、先生方も人間教育が必要ではないかと。最低でも義務を果たすことも必要ではないかなと。権利ばかり主張するのではだめなのかなと思ひます。

いい先生もいっぱいいますが、戦後、長年の間、先生方の中でも権利を主張する、残念ながら集団になると権利を主張する人が多かつた気がします。一人一人が一生懸命やつていても、集団になると何かゆがんでいることを言っているなというところもあつたような気がします。だからこそ、そういう個人、個人の間、そういう集団も含め、やるべきことはやる。義務をちゃんと果たす。人間性を重視する。そういうことをこれから徳島県は率先し、全国に先駆けて進めてほしいと思ひます。

それと、もう一つ、人権に対する言葉をつくつてほしいなと思ひます。人の権利に対する人の義務という言葉でどんどん進んでいけたら、人権に匹敵するような自分のやるべきことというのが本当に出てくるのではないかなと思ひます。そんな言葉がないこと自体、日本語的に恥ずかしい。徳島県がそこらあたりを率先し、そういうのをつくつて、どんどん広めていってほしいと思ひます。いかがですか。

佐野教育長

今、西沢委員さんのほうから、人権に対する反対の概念の言葉はないものかというふうな話ですけれども、私個人の考え方として、その人権というものについては、あるかないかの判断であつて、その反対の概念はなかなか難しいものでないのかなと思ひます。

ただ、人権という意味を履き違えないで、そのあまねく基本的人権、天賦人権、そうい

うふうなものについての人権を幅広く与えられるものであって、その裏側にはやはり義務があるというふうなことで、人権の概念の理解、これを正していくということが大切だろうというふうに思います。残念ながら、私の知見の中では、人権に関する反対語というのはなかなか難しいとは思いますが。

（「造語、造語」という者あり）

人権に関する解釈の仕方、その進め方というものについて十分考えていく必要があると思います。権利と義務、バランスのとれた人間の育成、そんなふうな観点で教育に取り組んでまいりたいと思います。

西沢委員

難しいのはわかっています。人権に対する人の義務、人義、おかしいなと思いますけれども、そういう言葉をつくってこそインパクトがあって、物事がすごく進められると思います。だから、ないからといって、今まであるものの中でするのではなく、なかったら新たにをつくったらいい。そのぐらいの先進県であってほしい。オンリーワンの徳島県、教育委員会であってほしいと思います。

重清委員

今年度最後の委員会でございますので、何点か質問いたします。

図書費の増額について、平成23年に全議員が紹介議員となって請願が提出されたのですが、今回の予算を見たら、図書運営費が149万5,000円減っています。まさか図書費を減らしたわけではないと思うのですが、平成23年度の図書予算について1億円あったのが、3分の1の3,000万円ということであります。平成24年度の図書予算は幾らだったのですか。

細井文化の森統括部長

平成23年度につきましては、当初予算で3,230万5,000円を計上させていただいております。

平成24年度も同額を計上させていただいております。ちなみにではございますが、平成25年度、新年度におきまして、過去5年間におきましては同額でまいりましたが、御理解いただく中で300万円の増額がなされております。

重清委員

この請願はまだ継続ですが、全議員で出しております。財政が厳しいのもわかります。

来年度、平成25年度は300万円増額ということですがけれども、頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく願います。

また、スポーツ指定校関係で聞きたいのですけれども、今、鳴門渦潮高校にスポーツ科学科というのができましたが、これはスポーツ指定校の中には入っていない。ということは、ここに対し、どのようにスポーツの金額を入れていこうとしているのか。男女合わせ

て7つがスポーツ科学科になっています。ここに対して、スポーツ指定校と同じような金額を出しているのかどうか、説明をお願いします。

林体育学校安全課長

鳴門第一高等学校のときには柔道、鳴門市立高等学校のときには野球部と、この2部につきましては指定校の中に入れておりましたが、鳴門渦潮高校になるということで、指定校から除いてありまして、今では鳴門渦潮高校の専攻実技種目の5種目を扱うということで、女子のサッカー、野球、陸上、バスケットボール、柔道というのは別枠で予算をとっております。平成24年度は、専攻実技5種目の遠征や合宿等の活動費に対しまして、強化費といたしまして265万円を配分をしております。

指定校とは別に、今現在、21校、31部ということで、本年度の指定校の予算は1,400万円となっております。

重清委員

1つの競技に265万円になっているのですか。しかし、これはスポーツ指定校と同じように、1つ指定されたら別枠で遠征費というものに265万円を出しているのですか。鳴門渦潮高校は、それと同程度の金額を配分しているのですか。そこらについて、ちょっとわかりやすく説明してください。

林体育学校安全課長

全5種目で265万円ということで、女子のサッカーが65万円、そしてあとの4種目が50万円という内訳でございます。

重清委員

指定校は幾らですか。

林体育学校安全課長

指定校は全体で1,400万円ということになっておりまして、これが上限でございまして、まず第一に、そのスポーツのレギュラー人数に応じて、団体でしたら多い団体にはたくさんというふうなことを基本にしておりまして、あとは成績等につきまして、プラスアルファしております。それと、毎年度の評価委員会を開催しておりますので、その評価委員会での評価もプラスアルファということで、それぞれの部に対しての予算を決めております。

重清委員

もっとわかりやすく説明してください。サッカー女子だったら、これで65万円ですと。

例えば、どこかの高校を指定校にするのだったら、何万円、何十万円ですというのをわかりやすく説明していただけませんか。

林学校体育安全課長

例えば、城東高校の男子のバスケットボールでありましたら25万円ということで、それから脇町高校の女子ソフトテニス部でしたら同じ25万円が基本なのですが、成績等によってプラスアルファで60万円としておりまして、85万円ということでもあります。それぞれの部につきまして、そういう決め方をしております。

重清委員

そうしたら、今、1人頭で出したらいけると思うのですけれども、スポーツ指定校と鳴門渦潮高校ではどうなっているのですか。鳴門渦潮高校のほうが一律50万円というのであれば、多いような気もするのですがどうですか。

林学校体育安全課長

済みません。渦潮高校のほう指定校よりも上ということになっております。

重清委員

これはどういう考えですか。スポーツ科学科をつくったら、そういう競技もこの中で決めて、普通だったら指定校にするのが2校、3校でしょ。ここは全部で7つですか。ここだけをスポーツとして力を入れていくのか。それだったら、もう一度、指定校を見直したらどうですか。

大西委員長

林課長、今のは金額とかいうのではなく、スポーツ指定校と鳴門渦潮高校との関連性ということなのですが、よろしいですか。

林体育学校安全課長

スポーツ指定校につきましては、まず、平成18年度から5年間実施してまいりました。この目的といたしましては、全国高校総体とか国民大会で活躍できる運動部を支援してまいりまして、平成18年度から平成22年度の一応5年間の指定を終わりにして、新たに平成23年度から指定しております。

鳴門渦潮高校につきましては、本県初のスポーツ科学科を設置したということで、まず最初に高度な理論等を取り入れまして、スポーツ選手、または将来活躍できる選手を育成したいということで、スポーツ指定校とは切り離して、まずは支援したいということで、別枠で考えております。

重清委員

初めてスポーツ科学科をつくったので、こういうふうにしますと。それは1校でいくのですか。県南部に1校、県西部に1校とかしないのですか。スポーツ科学科をつくったほうが有利ではありませんか。海部高校のスポーツ科学科を検討していただけますか。海部

高校には寮もあります。

割石教育戦略課長

スポーツ科学科の設置についての御質問でございます。

ただいま答弁申し上げましたとおり、鳴門渦潮高校については、平成24年に新たに統合し、本県初めてのスポーツ科学科を設置させていただいているところであります。現時点におきましては、今回の鳴門地域の統合に際し、県内唯一ということでスポーツ科学科を設置しているということでございまして、県南部、県西部については、特に計画等は行っていない状況でございます。

重清委員

今から検討してくださいと言っているのですよ。徳島県は永久に鳴門渦潮高校だけがスポーツ科学科でいくのかという話です。いろいろ検討や見直しを行って、スポーツ科学科はほかにつくらないのですか。県立高校として、有利な条件をここだけつけておくのはどういう理由ですか。それだったら、これから検討していただけませんかと言っているのですが。

割石教育戦略課長

スポーツ科学科の設置につきましては、現在の指定校制度とか、いろいろな制度がございますので、そういった制度の運用、また、まだ平成24年に鳴門渦潮を開校したばかりでございまして、その成果等を踏まえまして、今後どういった学科が必要であるかということにつきまして、研究してまいりたいと考えております。

重清委員

今後のことについて、課長答弁でよろしいのですか。それだけの権限があるということでもよろしいですね。これから県下の高校で検討していただけるということでもよろしいですね。

佐野教育長

今、県南のほうにも、あるいは県西部のスポーツ科学科の設置ということでございますけれども、現時点ではまだまだ難しいというのが実態でございます。ただ、教育戦略課長が申し上げましたように、鳴門渦潮高校ができたばかりですので、その検証もしなければなりません。それから、各地域によって、どんな学科が適切かということについても、今しばらく時間をいただきたいと考えております。当然、将来的にはどんな学科とか、あるいはどういう方向性にするかといったものを考えてまいりたいと思っておりますが、今現在、具体的にお返事するのはなかなか難しいと感じております。

重清委員

スポーツ科学科をつくるのに何が現実的に問題になっているのですか。難しい点について教えていただけますか。

原内副教育長

鳴門渦潮高校のスポーツ科学科についての御質問でございますけれども、全県下的に高校再編を進めるという中で、鳴門地区については、鳴門市立鳴門工業高校と県立鳴門第一高等学校を再編するとき、すべての地域でそうなのですが、地域で地域協議会というのを開催いたしまして、地域の方の御意見も聞いて、その地域でどういう学科がいいかということと議論をいたしました。

鳴門地区につきましては、鳴門の運動競技場もございまして、運動設備等も十分整っているような条件があります。それから、近くには大塚の陸上部もあつたり、鳴門教育大学のほうから専門的な知見を受けることもできると。そういった条件が整っているということで、スポーツ科学科が出てきたところでございます。本年4月に開校いたしましたので、これから当面はこのスポーツ科学科がどういうふうになっていくか、十分見ていく必要があると考えております。

重清委員

いや、これで鳴門渦潮高校のスポーツが強くなったら、県下に普及させたらどうですかという話です。今の話だったら、鳴門しかできませんという話です。それだったら海部のとき、地域の懇談会はどうだったのですかという話です。

原内副教育長

鳴門渦潮高校につきましては、スポーツ機器も取り入れて、ここで県下のスポーツ選手の体力測定等もしまして、県下全般にその成果を広げていこうということもやっておりますので、御理解願いたいと思います。

重清委員

たくさん予算を組んで、機械を入れたのでしょ。県南部でも県西部でも入れたらどうでしょうかという話です。それがあからずかではなく、これをつくるために入れた。ほかの高校から見たらうらやましいぐらいの機械を入れています。ほかでもやってみてはどうですか。いいことだったらと言っているのですよ。それがあからずかではできませんといったら、そんなばかな話はないですよ。県立高校ならなおさら。

大西委員長

小休いたします。（14時14分）

大西委員長

再開いたします。（14時19分）

佐野教育長

今、重清委員のほうから、県南部、県西部のいろいろな拠点でやってはどうかということで、スポーツ指定校のあり方も考えるという話ですが、今後、地域のバランスをとれたところで、本県の児童生徒がスポーツに関心を持って、育成できるように検討してまいりたいと考えております。

重清委員

よろしく申し上げます。

次に、体罰について質問します。午前中にもちょっとあったのですが、ちょっとわかりにくかったのですが、8万件の中で、この1月までに発生したのは39件という解釈でよろしいのでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、重清委員のほうから39件の数に係る御質問をいただきました。

この39件という数は、平成24年4月以降、今回の調査で教員の聞き取りや、あるいは児童生徒、保護者からアンケートを取る中で、体罰があったと申し出があったというものが39件でございました。もちろん、すべてが体罰事案というわけではありませんので、今後とも精査をしていくということでございます。8万人近い児童生徒に調査し、はっきり申し出があったのが39件ということでございます。

重清委員

39件の中で、それが体罰か、生徒に対する懲戒かということは今から調べると。ただ、もう3月です。3年生なら卒業します。先生の異動もあります。いろいろなことがあるのですが、こういうのは今年度3月中にきちんと片をつけなければいけないのではありませんか。1月から3月までに発生したものは4月に出したらいい。今までのをどうしていくのか、委員会をつくるのかといったことも3月中に決着をつけるべきではありませんか。ずるずる延ばすのではないと思いますが、どうですか。ゆっくりやったら、余計に長引くと思うのですが。

松山教職員課長

県立学校、それから市町村の教育委員会から報告がございましたけれども、おくれてくるのも当然でございますし、それから、2月、3月分というのもやっぱりきちんと精査していきたいと。また、先ほど教育長が冒頭の報告の中で申しましたように、外部の第三者の方から御意見をいただくといった手続。さらに、該当の教員には、やはり県教育委員会としても直接事情も伺う必要があると思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。

重清委員

どこかでいじめとかの問題があつて、隠すような教育委員会であつたら、第三者の調査機関をつくったほうがいい。自信を持って徳島県の教育委員会はそういうことはありませんと、うちだけできっちりとやりますと言って、すぐにしたら39件についてできませんか。それから、よそのみたいにいじめなどのいろいろな問題について第三者の調査機関をつくるといったことを今しないで、4月以降にしてどうするのですかという話です。

また、そういう第三者の調査機関ができるまで答えが出ないということですが、先ほど言っていた指針が示されるまで、先生はどういう基準でやっていくのですか。今までやっていたのを一応やっているはずでしょ。今現在、先生はいろいろ指導しているでしょ。指針が出るまでの間はどうかというのが見えないのですが、ここらについてはどうですか。

松山教職員課長

先ほど、午前中のときも申しましたけれども、やはり児童生徒のいじめや暴力等についての問題行動も、依然、深刻な問題がございます。もちろん、今回の体罰の報告を我々が精査する中で、まとまった段階で公表する。それがある程度の体罰を見抜いていく、判定する基準になろうかと思えます。当然、そういう問題行動については、これまでも教員が毅然とした態度で、自信を持って指導していくということは、いろんな校長会等々でも申してきたところでございますので、今のところ、そういう形での指導で心配ないというふうに思っております。

重清委員

今出ている指針でいけるのでしたら、これに39件を当てはめたら、答えがすぐに出るではありませんか。これ以外の指針を当てはめようとするから、第三者の調査機関をつくるまで待たなければいけないという話です。今までの指針に当てはめて、それが生徒に対する体罰か懲戒かといった判断はすぐできませんか。これについて保護者や先生、当事者にも聞くのですよ。そんなに難しい話ですか。

松山教職員課長

もちろん、第三者の方に御意見を伺ってからという話ではございませんので、これについてはまずは県教育委員会のほうでしっかりと責任を持って精査していきます。その上で、必要に応じて第三者の方の御意見も伺うということでもあります。今回、一斉調査というのは初めてのことでございましたので、その辺の判定については慎重にやっていきたいと思っております。

重清委員

先生から子供に対する体罰ということですが、午前中も議論があり、前回もあつたように、先生たちが萎縮するという話です。今、スポーツを教えている先生は、時間外

も教え、土日も行きています。ここで萎縮したら、もうやめると。現実、スポーツの顧問といいながら、練習に来ない先生もたくさんいます。小学校、中学校は管轄外ですが、特に、小学校では、指導者や先生がノータッチになってきて、保護者や地域の人が指導しています。その辺について、1回、県教育委員会は徳島県のスポーツの状況やどういう教え方をしているのか、把握したらどうですか。人を集め、講習だけやってというのではなく、現実、いろいろな高校でこういう指導をやっていますと。これはどうかなというのを言って、ふだんは練習には行かないと。そのときに先輩からの体罰やいじめ問題などがいろいろあります。こういう問題はどのようにしているのかと。そこらをもうちょっと先生が本当にきちんとしていただきたい。余り厳しくなって、先生が萎縮したら、恐らくペーパー監督というか、監督にはなるけれども、練習は見に行かない。試合のときだけ連れていくと。今、そういう顧問が現実的に多くなっているのですけれども、これがますますふえるのではありませんか。そういう方向ではいけないでしょ。国から示されたからそのとおりでなく、県教育委員会として、きちんとした指針を示していただきたい。現実問題、今の練習状況や先生の職務の待遇がどうなっているのか、いろいろ研究して当てはめていかなければ、大抵みんな一緒。小中学校で先生からたたかれたら懲戒というふうに思っているのですけれども、それが体罰に当たると。

大阪の問題は、体罰を通り越した暴力ですよ。そうではないでしょう。本当に指導のためというのがあるのだけれども、そこのかげんがわからないというのは、先生ではわからないのと違いますか。教育委員会もきちんと把握できるかなと。そこを示さない限り、なかなか難しいと思います。とにかく、指針つくるといっても、国でも現場の声がなかなかわからないと思います。

教育委員会として、体罰はだめですけれども、かわりにいじめが起こらないような対策を練る必要がある。体罰以外で、本当に心が通う教育指導というのはどのようにしたらできるのか、先生にはわからないでしょう。愛情ある教育をしたらできるというのは、それはどのようにしたらできるのですかという話です。そこらの現状について、高校だけでなく、県教育委員会は全体をどうするか。いじめ問題や上下関係の体罰など、いろいろあります。調査するのだったら、そちらも1回したらどうですか。

そして、第三者の調査機関ができるのであれば、それもひっくるめてどうしたらいいかというのを検討し、これで校内が荒れる、いじめがふえるというのであれば、本末転倒になります。いじめ問題はまだ片がついていません。こんな39件で済みませんので、ここらをきちんと調べ、もう少し考えてほしいなど。学校内のいじめ、体罰、それからパワハラですか、指導者にとってはいろんなのがあります。これらの現実を知っていただき、どうすればいいかというのをやっていただきたいのですが。

松山教職員課長

ただいま、重清委員さんのほうから具体的な学校の指導について全体を見渡して、きちんと事態を把握していくべきではないかという御指摘をいただいております。

全くそのとおりでございまして、ただ、先ほど体罰の事案で申しましたけれども、例え

ば、佐野教育長の報告にありましたけれども、背中をたたいて起こしたというふうなことにつきましても、常識的に判断すればいいことかもわかりませんが、やはり念のためにどういったつき方であったのか、そのとき一体どういう授業の前後の様子であったのか、そういうことをきっちりと調べていかねばいけないと。それで判断したいと考えております。

それから、生徒指導につきましても、やはり個々の教員が個人プレー的に請け負ってやるのではなくて、学校として組織的な生徒指導のあり方、体制が必要でございまして、本当にいじめのことでも問題となりましたけれども、全員がやはり意識し、協力して学校全体として取り組む。生徒指導、部活動の上においてちゃんとできていたのかどうなのか、この辺もきちっと再点検していきたいなと思っております。

それから、何よりも保護者、児童生徒と学校との信頼関係がベースでございまして、今回、このアンケートを契機として、困ったことや先生の指導についていろいろ疑問点があれば、自由に学校に相談ができるといった体制もできるように取り組んでまいりたいと思っております。

重清委員

いじめとか校内暴力がふえないように、やはりきちんとした対応を全体で考えていただきたいと思っております。

最後に、数年前、我が会派で東京を視察したのですが、土曜の授業の再開というのが年々ふえていって、今現在の東京都における土曜授業の再開状況について、わかっていたら教えていただけますか。

藤井学力向上推進室長

今、委員から東京都での土曜授業の実施状況についての御質問をいただきました。

東京都の小中学校におきまして、平成24年4月5日の結果から申し上げますと、小学校につきましても、学期に1回程度実施する学校が約56%。それから月1回程度が24%。月1、2回程度が16%。月2回程度が4%というような状況でございまして、中学校につきましても、学期に1回程度が51%。月1回程度が28%。月1、2回程度が16%。月2回程度が4%というような状況になっております。

重清委員

今現在、東京都の小学校1,304校のうち、土曜授業を再開していないのは14校です。中学校は621校のうち11校です。あとは1日なり、月1回とか2回、いろいろな形で参加して、年々ふえていると。今年度から大阪府でもやると言っておりますけれども、ほかの県の状況はわかりますか。

藤井学力向上推進室長

他県の状況ということでございましてけれども、まず今年度を申し上げますと、この調査

についてはできるだけ最新の情報が必要かと思ひまして、昨年、平成24年8月に福岡県が全国の教育委員会に調査したもののプラス、あとマスコミ等で報道された大阪の状況とかを踏まえて申し上げますと、今年度、都道府県が推進して実施しているところは東京都だけでございまして、一部の市町村や学校で実施しているのは10府県あるという状況でございます。そして、来年度実施予定と答えている都道府県につきましては、実施予定として東京都と広島県、モデル事業実施として佐賀県、そして検討するとして京都府と熊本県が答えているというような状況でございます。今申し上げたのは、都道府県レベルでということでございます。

重清委員

ちょっとゆとり教育が過ぎてだめだということで、今、ゆとり教育からもう一度という流れになっているのですが、これについては教育長か教育委員長に聞きたいのですけれど、土曜の授業の再開というか、これを条例で決めて、その県の教育委員会がするかしないか自由に決めたらいいと。それは学校の先生に月1回するとか、しなさいというのではありません。できるようにしてあって、そこを各教育委員会がするかしないかという判断をする。市町村に言っても、これは学校の先生もあるから、県教育委員会がそういう条例を出すかどうかという話がまず最初になると思います。土曜再開について、これをどういうふうに、今の流れから考えていますか。考え方について教えていただけませんか。

佐野教育長

土曜日の授業の再開ということですが、今、藤井学力向上推進室長がお伝えしましたように、全国ではそういう流れであります。ただ、これは大きな問題と申しますのは、先生方の労働時間、それから給与という問題がありまして、そこを1つクリアしなければならぬところがあります。そういう問題をクリアすることにつきましては、1つは国の動向を注視するということになると思います。それから、市町村教育委員会の御理解もいただくというふうなことで、その流れ的には理解をしておりますが、今しばらく時間をいただきたいと考えます。

重清委員

東京都では、先生の給与については、夏休みの振りかえで全然給料を上げていない。いろんなやり方があると思います。それと、現実問題、週休2日にした場合、子供たちは土曜日に何をしているのか把握しているのですか。

藤井学力向上推進室長

実は、2月に県内児童生徒の土曜日の生活に関係する他部局を含めた関係課に集まっていたしまして、子供たちがどのような場所にいるかということについて、情報交換をいたしました。

中学校につきましては、部活動というものがございまして、主に小学校の土曜日の居

場所について調査した関係課からの報告によりますと、およそ85%の小学区で放課後児童クラブ、放課後子供教室、それから児童館、学童といったところでの居場所があり、まかなえているのではないかというようなお話でございました。それプラス、先ほどもお話もございましたように、スポーツ少年団のような活動もあるということで、希望すればそういうところへ参画できているのではないかということでございます。

その他の中学校もそうなのですけれども、県内の運動施設の活用状況、活用調整する会議が1年前にあったのですけれども、土曜日にすべて組まれているということで、運動的な行事は土曜日、日曜日に県内で非常に盛んに行われているというような状況でございました。ただ、土曜日の授業を入れていくと、例えば、地域の行事とか、先ほどの部活動の関係、それから子供たちが自主的にやっている習い事の関係といったところの調整が必要なのではないかという意見も出たところでございます。

重清委員

土、日、休日に習い事やクラブ活動といったものをさせるためにやったのですか。これをしているから、この時間が取れないから難しいというものではないと思います。大体、土曜日といたら、小中学校のクラブ活動が全部です。これが現実です。そういうために、土、日を休みにしたのかという話です。

ほかの東京、大阪などの都市部は、やっぱり土曜日にも授業をしなければならないとなってきた。田舎は塾もないところがあって、差がどんどん開いているのではありませんか。これについてはまだまだ開きますよ。東京都もしているように、大阪府も恐らく選択制で学校が選べるような方向にしましょう。そういうやり方で、学校の先生、教育委員会、保護者は、1回、真剣に考えたらどうですか。考える気はありませんか。はなから無理ですという考えですか。教育委員長、この問題について1回答えてくれますか。

大西委員長

教育委員会としての現時点の結論でなく、感想でも結構ですので、お願いします。

佐藤教育委員長

何というのでしょうか、全国的に試行しながらの状況であり、どうするかという大きな課題だと思います。でも、現場では、要するにちょうど土曜日が休日になりました。そのときの大きなねらいというのは、本当に学校の中ではなく、地域の中で、家庭の中で、やっぱりゆとりのある子供たちとの相互理解を生活の中で学ぶというか、そういうふうなものをねらいとしましたが、いろいろな社会における中で、土日全部、お家の中で子供たちといられる御家庭ばかりではなく、ちょっとでもうちの子が入れ場所という形で、今あるようなところがあったというふうに感じております。

本当に、学校だけでなく、いろいろなところの力を借りて、たくさんの人目で子供たちを育てていく大事なことでありますので、多分、学力だけの問題でない部分で学ぶこともあるのではないかという思いも、つまり、一番最初のゆとりができたときの本当のね

らいというのをもうちょっとよく思い出しながら、していこうとしているところです。

それに関して、今、日本全体でこんなふうになっていっているんだというお話がみんな
で共通に持たれた上で、現在の保護者の意見であるとか、子供たちを実際に見ている先生
方の御意見とか、それぞれの御意見が聞けるようなことをすることが大事なのではないか
なと思いますが、すぐにそれができるかどうかというのは、ちょっと。本当はいろいろ検
討することもあります、今すぐすることやってといった思いです。お答えでないかもわ
かりませんが。

重清委員

東京都がしているのは、授業、時間数の確保などで、授業参観者が増加する、月曜から
金曜までの放課後のゆとりが確保できた、または特色ある教育活動の実施ができるなど、
いろいろな観点からプラス面も言っている。今、現実問題、子供たちの休みのクラブ活動
は、ちょっとやりすぎです。土日は全部大会が入っています。そんなことで本当にいいの
かと。先生だって授業の日数が確保できないから、もうめちゃくちゃになっていっている
でしょ。子供たちはわかりやすい授業を教えてほしい。なぜ学校が面白くないかといえば、
授業がわからなくなってくるからです。これは小学校も中学校も一緒です。そういうところ
で、ちょっと授業に対するゆとりがなくなっている。どうこうせいではないです。
県教育委員会としては、保護者、先生方、それと各市町村教育委員会と1回現状を見て、
それでどうしたらいいかということを考えていただけませんか。検討していただけませんか。

大西委員長

重清委員のおっしゃっていることはごもっともな意見だと私も思います。徳島県の教育
委員会として、土曜の授業の問題をどう考えていて、前向きなのか、後ろ向きなのかぐら
いはやっぱり言ってほしいと思います。いろいろな問題がありすぎて、これからも検討し
ますというのでは、ちょっと弱いのかなという気はします。佐野教育長、総括的にお答え
ください。

佐野教育長

重清委員さんのほうからの、まずは保護者、それから教職員、そして社会を取り巻く人
々の意見を積極的に聞いて、そして検討というのは、ごく当然なことだと思いますので、
今の流れとしては承知をしております。そういった形で、教育委員会としても皆さんの意
見を聴取しながら、進めてまいりたいというふうに考えます。

重清委員

これについては、本当にじっくり検討してください。東京都に聞いたら、先生方はみんな
な賛成です。無理にしるではないと。やりやすいやり方、例えば第1土曜だけやるとか、
第2土曜だけやるとか、その学校によって、地域によっていろいろ考えてやっていって

ただけたらいいと思います。本当に、真剣に、かつ前向きに検討していただきたい。

もう一つ、高校再編ですけれども、今の高校再編は本当に全体的に考えてほしい。今、平成24年ですか、平成24年が7,200人です。あと10年たったら6,000人。そして、平成36年は5,500人です。私どもが10年前にやったとき、これではいけない、これだけ減ってくるのではもたないぞと。この数字を見て、今みたいな高校再編は何ですか。高校の定数というか、標準ですか、160とかいろいろある、こういうのでやっていく。やっぱり適性規模というのが出てきて、こんな状況になってきて、これを県教育委員会が先に見て、考えられるはずですよ。これを先に見て、海部郡の統廃合をしたと思います。やっぱり、こういう思い切った施策をこれからしなければ、この人数の減り方は厳しいです。まだまだ減ると思いますので、とにかく、今減っていつている人数でどうしたらよいか、早急に全体的で考えていただきたい。これは要望して終わります。

大西委員長

休憩いたします。（14時46分）

大西委員長

再開いたします。（15時03分）

岡本委員

海部郡のお2人の委員がすごく熱いので、すごく盛り上がっている教育委員会かなと思っています。

まず、教育振興計画、これについては我々議員の意見も取り入れていただいて、実によかったかなと思っています。3月1日、2日、3日と、学校の行事ばかりに出席いたしました。勝浦中学校がすごくいいのができ上がりました、実は1日に知事と教育長がお越しいただいて、本当にお世話になりました。町長が機会があったらお礼を言ってくれとお願いされましたので、本当にお世話になりました。そのとき、あえて僕があいさつで教育振興計画が議決事項となりましたと申し上げたのですが、知事はきょとんとしていました。でも、教育長は、きょうどうにか通してくれたらいいのになという顔をしておりました。

実は、きのうの徳島医療福祉専門学校の20周年記念式典で、川端副委員長が医師会の代表でお越しいただきました。理学と作業の両方あるのですが、あえてきょうのことがあったので、日本語を言わなければいけないと思って、あいさつで知っている和歌を5つぐらい言ったのですが、実は結構受けました。やっぱり日本語をわかっていたかかないと、医療のリハビリテーションの中でも心がなかなか通じないというのを御理解いただけたかなと思っています。

いろいろと言ったのですが、例えば、今、ふと思うのですが、吹くからに、むべ山風をあらしと言うらん、吹くからに秋のきさきのしおるれば、むべ山風をあらしと言うらんと。山と風を合わせたらあらしと読むじゃないですか。あんな昔によくできているなど。まさにそれが日本語なのかなと、実は思ったりしています。

まず、西沢委員からすばらしい質問があったのですが、これを全部読んでいただいたことを感謝しなければならないと思っております。そこで、早速なのですが、これについてちょっと言い忘れたといえますか、せつかく読んでいただいていたので質問いたします。例えば、世田谷区と人事交流みたいな感じで、これを生かすという意味で何か方法はないのだろうか。日本語教育についてみんなが読んでいただいたのだから、何かこれを生かせることはないのかなと思ったとき、今思いついたのですが、そんなことはどうなのでしょう。これは難しいですか。

松山教職員課長

ただいま、岡本委員さんのほうから、人事交流等によって他府県の先進的な事例を学んでいくことはどうかという御意見ございましたけれども、本県は、香川県、高知県と、この間人事交流して成果を上げてまいったのですが、それ以外の県とは、まだそのようなめどはございません。今後、さまざまな先進的な各県の取り組みなどを調べるに当たり、どういう方法が一番よいのか研究してまいりたいと思います。

岡本委員

多分、これが一番いいと思うので、ぜひともそのことを検討いただきたいと思います。

それから、たまたまPTの座長だったので、教育振興計画についていろいろお聞きしようかなと思ったのですが、時間が余りないので簡単に聞きます。今、高校生の卒業式のシーズンですが、高校に入学した当時の数と、卒業する人の数、要するに何人卒業しなかったかというのはほとんどここには出てきていないのですが、何となくそれは社会問題なことなのかなと思っております。もし、わかるのであれば全体で言ってくれてもいいし、特徴的なところを言っていただければと思います。

割石教育戦略課長

高等学校の入学者数と卒業数の数値の御質問でございます。

現在手元でございます資料では、全日制の公立高校生の生徒数につきましては、昨年卒業しておりますけれども、平成21年度に入学した全日制高校の生徒数は6,568名の学生がいらっしゃいました。その生徒の皆さんが3年後に卒業された数、平成24年3月に卒業された数が6,210名ということで、入学当初から比較しますと、358名の方が途中で学校を去られていると。割合で申しますと、5.5%という数値でございます。これと同じように、1年前の平成20年度の入学生は、卒業までに338名の方が出られておまして、その1年前が393名ということで、大体300名から400名の生徒が途中で退学されているという状況でございます。

岡本委員

数字を聞いたらちょっと驚くのですが、意外とその数字はこういうところには出ていな

い。どこに原因があるかと言えば、答えは難しいのですが、本当に大変なことなのかなと思いつつ、では5.5%の人はどういう道を歩むのでしょうか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、高校中退者の数字のことについての御質問がございました。

中退した方の中退理由でございますが、平成23年度で申し上げますと、学校生活及び学業に不適合という理由での方が108名。それから、進路変更された方が82名。問題行動等で中退した方が30名というのが主なところでございます。

そこで、例えば、学校生活、学業不適合でやめたという方の中をさらに細かく見てまいりますと、もともと高校生活に熱意がないというのが59名、人間関係がうまく保てないのが22名、それから授業に興味がないのが16名となっております。また、進路変更の理由でやめた方につきましては、就職を希望した方が32名、別の高校を希望した方が38名、大検高卒程度の認定試験を受けるという方が8名いらっしゃいました。そのような状況でございます。

岡本委員

わかりました。これについてはあえて聞きませんが、そういう状況を含め、体罰から始まって、まさに教育の問題を幅広く、先ほど重清委員がおっしゃっていたことはよくわかるのですが、本当に幅広く、そこは教育委員会で1回ちゃんと整理しなければならないのかなと思います。

もう一つ、時間の関係で簡単にいきますが、生涯スポーツの振興で、総合型地域スポーツクラブというのがこの教育振興計画の中にあるのですが、平成24年の7月時点で22市町村、31クラブ、7,200人となっております。今現在、これは少しふえているのか、減っているのか、どうでしょうか。わかる範囲でお願いします。

林体育学校安全課長

総合型地域スポーツクラブについては、主管が県民スポーツ課でございます。そして、数につきましては、現在、31クラブのまま伺っております。

岡本委員

主管の県民スポーツ課という話がありました。確かにそうなのですが、この委員会というか、ずっと思っていることがあって、子供から見れば、教育委員会も県民スポーツ課のほうも所管は関係ありません。そこをちゃんと整理をしないと、教育はうまくいかないなと思っております。先ほどの体罰の件ですが、重清委員がおっしゃったとおり、答弁の中に塾や学童保育などがありましたが、スポーツ少年団もという話がありました。土日はほとんどスポーツをしている。何が言いたいかと申しますと、体罰も含め、学校教育の中ではわかります。でも、そうじゃないですね。いつも不思議なのですけれども、教育委員会と県民環境部に分かれ、いろいろなことがいっぱい矛盾として出てきている。その辺

についてうまく整合性というか、常に連絡協調をとっていないとまずいなと思っています。ですので、これについては本当に真剣にやってください。

先ほど、重清委員がみんなを集めてやったらどうですかと前から言っているのですが、ほとんどできてない。ちょっと視点が違うのですが、体罰のことで、今、私のところに来ている問題があります。私は、たまたまスポーツ少年団、少年野球、バレー、駅伝など、ほとんどの体育会長、県下の副会長をしています。今、教育委員会が各学校に体罰のアンケートを出してくれましたと。そこで、先生はそうですが、保護者がいっぱい来て、実際見ている子供を誰が見ているのか、体罰は一体誰が関係するのかわかるといったら、本当にスポーツの指導者ばかりなのです。ここで議論しているのは数%になる。そんなものはいけない。もう一回言いますけれども、そのことを本当に真剣に考えないと、子供から見たら教育委員会も県民環境部も同じなのです。

でも、小中学生で一番強いのは、教育長の名前で文書が行くということ。でも、見ているのは先生ではない。そこが大変なのです。そして、先生が萎縮するというのもよくわかるのですが、この対応をうまくやらないと、1つ間違えば学校崩壊になります。マスコミは体罰が何件あったということになるのですが、それが教育の本質ではありません。本質のほうをちゃんとやっていかないと、大変なことが起こると思っています。

昔、昔といってもそれほどたっていないのですが、私が少年野球の監督をやっているとき、校長先生にこう言われました。学校の先生では思いっきり怒ったりできないと。とにかく、監督やコーチにすべてお願いしたいと。これが本当に現実なのです。その中がわかっていないと、本当に子供の教育などできない。

その辺で、松山課長は大変苦労していると思うのですが、そんな話を聞いていますか。今、小学校の現場では、中学校もそうです。クラブの顧問など、余りできない。みんな民間がやっている。大変なことが起こっている。ご存じですか。

松山教職員課長

ただいま、岡本委員さんのほうから、スポーツ少年団を含め、外部の方による体罰のことについて御質問ございました。

匿名の電話なのですけれども、課のほうにもそういうスポーツ少年団の指導者による体罰があるという事案もございましたけれども、教育委員会といたしましては、学校教育の中でということが管轄でございます。現実、子供がそういう形で体罰を受けて、保護者も一緒に悩んでいるということは、学校長のほうとしても、やはり少年団の指導者の方とじっくり話し合って、解決のほうに進めるように努力をしていただきたい。学校名等わかりましたら、その都度連絡していくという形にはしておりますが、学校教育全般にかかわってのことで、先ほど御指摘もございましたが、やはり学校関係、児童、生徒と保護者との信頼関係が何よりでございます。これでトラブルになるというのは信頼関係がないところで起きている場合が大変多いと思います。

したがって、やはり先生の指導のあり方で、保護者の方が疑問点等々がもしあったら、遠慮なく学校のほうに相談ができ、やっぱり学校長、あるいはその当該の先生を含めてき

つちりと話し合っ、今後のよい指導の方法を、本当に子供のためにとって何が一番大事なのかということをしつかりと話し合えるということが、この問題の解決だと思っておりますので、今後ともそういう形で取り組んでまいりたいと思っております。

岡本委員

もう言いませんけれども、本当にそうです。今、現場では大混乱が起こっている。もちろん、先生は学校では見てくれるのだけれども、土日の問題を含めたら、子供と接している時間は、先生よりもまさにボランティアで指導している人のほうが多い。親もそうなのです。これは余り言いたくはないけれども、保護者としつかりとした信頼関係が大事なのですが、学校の先生との信頼関係を築く前に、まずボランティアで教えている指導者の人との信頼関係ができてしまう。これが徳島県の今の現実。だから、そこはよくお考えいただいて、子供1人だから、各部局間連携というか、そのことをしつかりやってください。それについては絶対やらないといけないと私は思っていますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

もう一つ、一番最初の事前委員会で聞いたかなと思いますし、先ほど岡田委員からお話もありました。栄養教員の充実ということで、ここには45名と書いてあるけれども、これは今現在どうあって、これから今後どうなっていくのか。このことについて説明をお願いします。

松山教職員課長

ただいま、栄養教諭の今後の配置についての御質問をいただきました。

「いけるよ！徳島・行動計画」では、平成26年度までに50人配置するというふうな形になっていましたが、平成26年度を待たず、平成25年度にも前倒しで50人を達成したいというふうなことを6月の議会のときに申しまして、そのつもりで取り組んでおりますけれども、先般実施しました任用側の試験の結果もちょっと出ておりませんので、前倒しで平成25年度にできるかというのは、今の段階ではちょっと申し上げられませんが、できるだけそういう形でいきたいということで取り組んでおります。

岡本委員

わかりました。それで終わったわけではないので、ぜひ、50名の数値目標を達成してほしいと思います。各市町村に配置はできているのですが、小さい市町村も1、大きいところも1ではうまくいかないのです、よろしくをお願いします。

最後に、教育振興計画のところに教員の資質というのがあります。教員の資質の向上を図ることが求められています。あなたが望ましいと思うのはどのような教員ですかというアンケートの結果が出ています。ちょっと注目しているのですが、あなたが望ましいと思う教員とはどんな教員というのについて、教職員、保護者、県民モニターとがあります。すごく差があるのは、子供を厳しく指導できる教員というところです。あとについては、余り差がありません。一番差があるのは、ここなのです。まさに、体罰にも関係するので

すが、子供を厳しく指導できる教員というのが、モニターで26.6%と断トツに多い。一番少ないのが先生です。そして、次が保護者となっています。このアンケートについて、どう思いますか。

松山教職員課長

県民の方、モニターの方とかから子供を厳しく指導できる教員の数値が高かったのは、現在、いじめや暴力等、生徒の問題がそれだけ深刻化していて、どうにかしてほしいという願いのあらわれだというふうに思います。もちろん、教員のほうもそういうようなことに対しましては、毅然とした指導をやっていきたいと思っているのですが、一方、教員のほうは、まず生徒の気持ちを聞くと。当然、そういうカウンセリング的な手法も含め、やるということが大事でございます。

教員のほうは、まず厳しくというふうな意識が少なかったのかもわかりませんが、当然、毎日の生徒指導の中では、やはりこういう問題行動は絶対許さないということで、しっかりと指導していくということについては、今後ともそういう方向で進めてまいりたいと思います。

岡本委員

これで終わりますが、なぜ、あえて聞いたのかと言いますと、子供を厳しく指導できる教員というのを、この教育委員会ではしっかり育成しなければいけない。まさに、それが一番求められている。でも、あの体罰の問題が一步間違うと、全く逆の方向になって、本当に大変なことが起こりかねない。だから、先生が萎縮してはいけない。やはり教育委員会というのは、先生もしっかり守ってあげてほしい。そして、先生がのびのびと思いつりしかって、しかるべきときはしかって、褒めるべきときは褒めていかないと子供は成長しない。そのために、生涯学習課というのがあるのですが、一番もっと大変なのは親の教育です。生涯教育の中で、それができないとなかなか大変なのですが、すべてがだめ。PTA活動とかいろいろあるけれども、親がどういう思いで子供への愛をどういう形であらわすかということがちゃんとできないと、教育は成り立たない。

もう一回言いますが、体罰の問題、指針をちゃんと出していただいて、ちゃんとしないと、ただ単に体罰が39件あったからどうのこうのという話は、私に言わせれば大したことではない。もっと大事なところに子供の教育はあります。そればかり取り上げていたら、大変なことが起こるということをあえて申し上げて、皆さんが健康で頑張ってもらいたいと思います。

大西委員長

最後の委員会ですので、最後ぐらい質問をさせていただきたいと思います。まず、簡単にお聞きしたいと思います。きょうは体罰の集中審議ではございませんが、いみじくもそういうことになってまいりました。私も体罰の問題については、最後だからお聞きしたいということで申し上げましたところ、佐野教育長が、ではこちらのほうで中間報告できる

状況なのでさせていただきたいということで、報告していただきました。

午前中からこの議論がずっとありましたので、大体概要もわかりましたし、皆様方の現状、考え方もわかりました。ただ、ちょっと私の頭の中で整理できなくて、御報告いただいた中で1つだけ、もう一回確認したいことがございます。

現時点で平成24年4月から平成25年1月まで発生したもので、体罰に該当するのが2件。そして、1月までの2件を含んで、全部で39件ということです。39件プラス、今後2月、3月の分、あるいは1月の分でも出てくれば、それに追加して発表されるということです。そのときに8万人の生徒、保護者を対象に調査をしたということですが、この8万人の方を対象に調査したということは、この39件というのは、学校の先生、教育関係者が、私はこういう状況で体罰をしたので申告しますというようなことで言われたということではないわけですね。つまり、この39件というのは、8万人にアンケートをして、先生のほうから私は体罰をしましたという方もいらっしゃるかもしれないけれども、それも含め、生徒や保護者の方から体罰がありましたということでアンケートに書かれて出されたということよろしいですか。

松山教職員課長

先ほど、委員長さんがおっしゃった最初2件につきましては、平成24年4月から1月までで、この調査をする以前に県教育委員会が把握していたものということで2件。39件は、これとは別に今回の調査でわかったものということでございます。

その調査の方法は、先ほど委員長もおっしゃいましたように、教員の聞き取り、それから児童生徒保護者のアンケートの中から体罰があったとはっきり申し出られた方で、基本的にこちらに上がってきたのが39件ということでございます。

大西委員長

わかりました。いろいろ御答弁があった中で、私の理解としては2件、あるいは39件、この方々について、これから追加されるかもしれないけれども、現時点では約40件の方の件数が上がっていて、この方々に対しては該当者、教員の方に直接事情聴取もするかもしれないということですね。

（「必要に応じて」と言う者あり）

また、この案件を第三者の外部の方の意見等を求められ、それを精査していかなければいけないということですね。当然そうだと思います。それと、もう一つは、今後、国で懲戒と体罰の違いといったものも含めて指針が出るので、そういったものに照らし合わせて精査していきますというようなお答えでいいですよ。

そこで、私がお聞きしたいのは、第三者の外部の方の意見をどういうふうにしていくかということです。やっぱり、これが大事なことで、先ほど、岡本先生のほうからいろいろすばらしい御意見がありました。私も反論するわけではないのですが、学校の先生の中で、桜宮高校のような先生が出てきては困るという思いもあるので、やはり警鐘を鳴らさなければいけないのですが、これが体罰なのかという事案もあると。さまざまあるわけです。

今後、そういう中で、国の指針も出てくるわけですが、県としては、先ほど御報告があった、あるいは議論があった中では、やはりこのポイントは第三者の外部の方の意見を聞く、第三者委員会みたいなものをつくっていく。そして、この40件ぐらいの方について、あるいは今後上がってきた追加のものについても、最終的にその方々に見ていただいて精査されるというようなことなのですが、この外部の方々、第三者の方々というのは、どのような方を想定されているのか。これについては、多分、まだわからないとお答えになるでしょうから、私が答えておきます。多分、わからないと。今、検討中ですと。もう時間がないから、ありきたりな質問のお答えは私が言います。ただし、そういうふうに検討中だと言われますが、教育長の報告にもあり、松山課長もお答えになったわけですから、何か想定されている、何か頭の隅に考えられているものは、やはりあってしかるべきではないかと思えます。

そこで、先ほど私も言ったように、体罰の調査問題は1つのポイントだと思います。現時点で体罰なのか、懲戒なのかということを取捨選択することも最終的には判断されると思います。そういうことで言いますと、教育的見地で見えていただける専門家の方、こういう方が入らなければいけないと思います。教育委員会以外の外部の方で。

あるいは、もう一つ、法律の見地でこういったことが本当に体罰なのか、本当に傷害なのか、暴力なのか、本当に刑事事件なのかと。こういう以前に自殺をしたことで、学校が家宅捜査受けましたけれども。こういったことが想定されるので、やっぱりそういったことからすると、法律の見地で弁護士といった方々が入ってくるのか。そして、公正な第三者委員会ができるのかということがポイントではなかろうかと思えます。この第三者委員会といいますか、第三者の外部の意見を聞く会といったものはどういう形で今後設立し、運営していく。そして、この約40件の案件について諮っていくということをお考えなのか。そこら辺について、少し抽象的な形でも結構ですから、お考えをお聞きしたいと思います。

松山教職員課長

今、第三者委員委員の方々にどういうふうな内容を示し、どのような御意見を伺うのか、その方法等について御質問いただきましたけれども、もちろん、第三者委員は単に事例の判定だけのことではなくて、やはり大きな学校における生徒指導のあり方、あるいは部活動、特にスポーツ指導についてのあり方、今後どういう形で本当に進めていくべきなのか、そういうことについて御意見をいただこうと思っております。それぞれの専門的な知見のある方ということと、それから、先ほど委員長さんのほうからも御指摘いただきましたけれども、法律的な知見についても非常に大事なことだと思っておりますので、そういうふうな分野での知見のある方ということをこれから検討しているところでございます。

大西委員長

半ば要望ということにはなりますが、ここが最後ポイントとして、先ほど、岡本委員がおっしゃった学校の先生も、ある意味守っていったらあげないと、世間のほうからいろいろ一方的に言われるということになると、なかなか厳しい状況になると思います。やはり、

客観的な基準とといいますか、客観的に見て、やはりどうだというふうに評価してあげる機関が大事だと思うし、この第三者機関というのがそうなると思いますので、ぜひともお願いします。皆さん方がそう言ったら、やっぱり仲間を守っているのではないかという話になるから、第三者機関というのに弁護士も入れて、そして、今の話だったら弁護士という話ではないかもしれないけれども、そういった方も含め、教育委員会以外の方で、教育の専門家も入れてつくるということをございますので、ぜひともしっかりとした対応にしていきたいと思います。

それから、最終的に皆様方が精査し、そして、その第三者委員会でも見ていただき、審査した上で、最後にこれは体罰だったということについて、どうされますか。やっぱり処分しますか。これについては、調査されたときからその方向性はあると思うのですが、処分するのか、しないのか。学校の先生方は戦々恐々とされているかもしれませんが、やっぱり教育委員会がはっきり明示しないといけないのかなと思います。いかがですか。

松山教職員課長

精査の結果、体罰の事案だとはっきりした場合には、その内容、状況等によりますけれども、やはり本県の懲戒処分の指針にも照らし合わせながら、厳正対応してまいりたいと思います。過去の事例とか、他府県の状況等々を十分勘案しながら、本県としての方向性を決めていきたいと思っております。

大西委員長

体罰に当たるかどうか、わかる前からはっきり言えないというような感じがありますけれども、これだけ大々的に調査されるということになりますと、やはりそこははっきりしないといけないというふうに思います。私は、処分することが絶対に必要だということを言っているわけではありません。やはり、これだけのアンケートをした結果として、どうなるのかということをお聞きしたいので、そこははっきり聞いておきたいということをございました。何が何でもということではありません。

それともう一つ、この体罰の問題について、今回は特別な調査です。8万人もの方にされて、現時点で約40件の案件が上がっていると。これについては、今後どうするかということにつながっていくと思います。つまり、もうあとは知りませんというのでは、今回やった意味がないし、あるいは学校の先生や、その関係者が皆戦々恐々としているのに、何も今回の40件のことだけを審査して終わりというのでは、この趣旨がよくわからないということになります。結局、この体罰をなくしていくということであれば、今後この調査を未来に向けて、日常的にどういうふうな体制で今後の対応をしていくのかということが考えられると思います。

先ほど報告させていただきましたように、東京都では学校問題解決サポートセンター、相談センターのほうで開かれています。親御さんと学校が対立しているということで、どうしようもない事例について、いろいろアドバイスをしているセンターでございますが、まず、体罰かどうか、体罰の申し出をどこが受けていくのか。今回のアンケートにしても、

保護者のほうからは、結局、学校に出すのでつぶされるのではないかと。声をつぶされるのではないかと不安の声もあったと新聞に載っていました。

そういうことで、結局、今後、この大型なアンケートのあと、どこに体罰のことを相談していけばよいのか。学校では言えないことについて、今後の相談対応というか、体罰に対する対応の仕方といったこと、また、その相談窓口を開設してもいいし、いろいろなことができると思います。教育研修センターのほうにつくってもいいと思います。そういった何か今後の対応の仕方というのをお考えであったら、おっしゃっていただきたいと思います。

松山教職員課長

今後のこういう体罰の問題の解決をしていく手だて、方法のことをございますけれども、保護者の方、児童生徒は、遠慮なく学校に申し出ると。そして、学校の中で、信頼関係で解決していくということが何よりでございます。まずは、そういうふうに遠慮なく、先生の指導についての疑問点なり、困ったことがあれば、申し出る。これまで、それが十分ではなかった面がありますけれども、申し出ることができるように、そういうふうな環境づくりを進めていくということと、それでもどうしても学校には言えないということがございましたら、県教育委員会のほうでコンプライアンス推進室もありまして、その連絡先等は年3回発行しております教育委員会からの便り、一人一人の保護者に届くようになっているのですが、そこに掲載しております。そういうような形で窓口は開いております。

そのため、そういうことも周知をしながら、まずは学校を信頼していただき、相談していただいて、解決していくということが一番大事なことだと思うため、取り組んでまいりたいと思っております。

大西委員長

それはわかっているのですが、普通、学校にはなかなか言えない。言ったとしても学校全体としてはそんなに問題ではないですよというような態度になったとき、それをどうしますかという話です。やっぱり、親御さんとか生徒さんとしては、どうしてもどこかに相談したいということだと思います。

ですから、私は提案しておきますけれども、そのコンプライアンス推進室ですか、そこが窓口というのだったら、体罰の相談受付という電話をつくって、今後、常時そういう体罰の問題について、県教育委員会としてはここが受付です、相談してくださいということをつくるべきだと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。何かつくれそうですか。ダメだったら、もう結構です。

佐野教育長

今、大西委員長のほうから、通報しやすくするのは当然だと思いますので、コンプライアンスの充実に努めたいと。これまでも体罰とか、それからいろいろな教職員に対する苦情とかやっておりますので、これを充実したいと思っております。それから、先ほどちょ

っと出しそびれたのですけれども、岡本委員、それから委員長のほうから、教員を守って、教員が働きやすいようにというふうな温かい言葉をいただきました。それについては非常に感謝しております、毅然とした対応をしながら、そして体罰については処分を含めてすると同時に、苦勞している教職員については、支えられる教育委員会でありたいと思います。力強いお言葉をいただきましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。

大西委員長

わかりました。体罰についてはいろいろな観点があり、個々別々の状況によって違うということもありますので、ただ、桜宮高校みたいな悲劇が起こらないように、予防的な措置として徳島県内ではこうしますと。学校で相手にしてくれなくても、どこかで相手にしてくれると。教育委員会の中で、1つの機関が相手にしてくれるということを、ぜひとも提案させていただきますので、何か対応していただきたい。専門の相談の電話といったものをつくって、体罰の相談はここにとかいうものをしていただきたいと願う次第でございます。

それからもう一つ、これは簡単にでございますけれども、6歳の女児が大阪で生まれて、すぐに亡くなった、殺されたのではないかというような記事がありました。そして、ずっと不明になっておりまして、この不明の児童が問題になっております。徳島新聞の記事では、1年間に不明者が1,200名ぐらいいると。何でここで聞いているかという、5歳を過ぎてくると、学校の入学の手続の関係で、教育委員会が所管するという話を聞きました。

そして、5歳以上でしたら、保健福祉部ではありませんと言うから、一応、こちらで聞いておきましょうということで、徳島県においては、5歳以上の方を含め、1年生から6年生まで、また、中学1年から3年までいますが、義務教育あるいは高校も含めてでも結構ですが、不明の児童生徒というのはどれぐらいいらっしゃるのですか。また、それは毎年わかっているのだったら、過去5年ぐらいいの間でゼロなのか、何人かいるのかというのを御報告いただきたいと思います。

前田学校政策課長

1年以上居所不明の児童生徒についてのお尋ねでございますけれども、本県では過去5年間の居所不明の児童はゼロでございます。

大西委員長

わかりました。一応、お聞きしておかねばならないと思ったのでお聞きしました。もし、今後こういうケースがあった場合にどうされるかというのは、どういうふうにお考えになっていきますか。

前田学校政策課長

大西先生から冒頭お話がありましたが、就学事務につきましては、市町村教育委員会の事務として、学齢簿の作成でございますとか入学通知、それから就学校の指定をやること

になってございます。5歳以上の児童生徒と市町村教育委員会が、当初接触する段階としては、まず学齢簿を作成する段階がございまして、これは、就学前年度10月31日までに作成することになっております。それから、11月30日までに就学時の健康診断を行うということで、これも通知をいたします。それから、2カ月前までには、あなたはこの学校ですという入学期日の通知をいたしますので、そういう適時に児童生徒の御自宅に通知を送るわけがございまして、徳島県教育委員会としましても、毎年度5月1日付で、市町村教育委員会が実施する施策事業に関する調査というのがあり、この就学事務については、市町村教育委員会の事務ではございましてけれども、こういう1年以上居所不明の児童生徒についてのきちんとした把握を今後したいと思っておりますので、新年度から新たにそういう調査もしたいと考えております。

大西委員長

これについては、実際、徳島県内で事例がありませんので、今後の問題ということなのですが、まず、各人間が生まれるとき、それから乳幼児、そして就学前、小学校、それぞれ年代によって所管する部署が違ってきています。これが、一番最初の時点で不明になった、それで不明というので置いてしまうと、その不明が何年も続いてよくわからないというようなことがあると思います。よくわからないときにどういうふうな処置をして、例えば、義務教育に該当する年齢、5歳以上になれば、不明だということがわかった時点で、それを児童相談所と連携して、児童相談所の案件として措置するというふうにして、児童相談所のほうで手を打っていただくということが必要だと思います。

ですから、そういうものも中学校3年まで児童相談所と関係するので、教育委員会としても考えていただきたいなと思います。これはまだ事例がないので、要望として申し上げます。

最後に、これはなかなかちゃんとしたお答えがないだろうと思うのですが、私も長年ずっと思ってきて、数年前に東京都のほうのあるセンターを見にいきましたら、そこにいろいろな映像なども展示してありました。それを見に行きましたところ、そのときのテーマというのが命の授業ということで、東京都としてはずっとやっているわけではないのですが、当時の石原都知事が命の授業をやろうということで、こういう授業をやっていたということが展示されておりました。私もずっとつぶさにいろいろな展示を見まして、担当の人とも話をしたのですが、その後、そういうことが頭に残っておりましたので、インターネットで調べて、命の授業をやっているところはどこかということで都道府県見ますと、神奈川県教育委員会が命の授業を推進をしているというようなことで、その担当にもお話を聞いてみました。

今、道徳の教科化ということも出てきていまして、今までの議論の中で、各文教厚生委員の中から、いろいろな人間教育をしなければいけないといった御意見がございましたが、私もそのとおりだと思います。そして、私は道徳とか、その人の生きざまとかということが教育されれば一番いいと思うのですが、聖人君子が訓話としてこうするべきで、こうしなければいけないといっても、人間としてなかなかできない状況だと思います。そし

て、そこの展示でやっていた命の授業というのは、まず、助産師さんが子供が産まれるときの体験を各学校に行き話をする。自分が実際がんに冒されていて、中期、末期のがんの患者だと。自分ががんの患者として、生徒の前に立って話をする。それから、聖路加国際病院の理事長さんが100歳としていろんなところに行き、命の大切さを説く。いろいろな形でされてきました。

そして、神奈川県教育委員会では、そこまでするとなると、講師といった人がなかなか見つからない。全学校にそういう講師を派遣するということはもうできない。ですから、どれからするかといえば、神奈川県教育委員会については、3行書く命ですか、産業革命ではなく、3行書く命。3行必ず書いていくと。毎日3行書いていくと。日記というか、とにかく何でもよい。とにかく書けなくても3行は書いてくださいと。3行書いてもらって、先生に見せるというようなことを命の授業としてやりましょうというふうに行っているわけです。

そんなことで、いろいろなことを命の授業として位置づけてやっている。そういったこと、皆様方の中で御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひ、こういった命の大切さ、自殺者をなくす、自分はこう生きたい、自分は何をやりたい、自分はこんな人になりたい、いじめはいけない、体罰絶対にしないと、人格を築けるような命の授業というものを、ぜひとも取り入れていただきたい。道徳が教科化したら、その中に入るのかもしれませんが、でも、そういった命の授業として、ぜひとも人間の命を強くする、そういう授業ができないかなというふうに思っています。

最後に、やはり教育委員長と教育委員長に、今の命の授業ということについてお尋ねしたいと思います。

秋山いじめ問題等対策企画幹

私のほうから現状を紹介させていただきます。子供たちの心を耕す、人間性を高める、これはもうすべての教育の基盤でございます。道徳教育において、規範意識を醸成する、それから、今、大西委員長がおっしゃいました命というものに直接触れたり、あるいはそれを直接的に考えるようなこともやっぱり本当に大切なことだと思っております。

本県におきましては、平成22年度から知事部局と連携をしまして、児童生徒に命の大切さとか、人間の尊厳、また、生きる強さを育てる取り組みということで、「心と命の輝き推進事業」というのを行っております。この事業につきまして簡単に御紹介しますと、看護師であるとか、助産師、または医者など、命にかかわるといふ職業に従事されている方を学校のほうに派遣いたしまして、直接、子供たちに命のとうとさを話す、または伝えてもらう。そして、その場には保護者の方も同席もしていただけるのであれば同席してもらって、親子で命の大切さを考えてもらうといった取り組みをしておりまして、命の先生派遣講座という名前で行ってまいりました。

今のところ、本年度は小中高等学校で70校ほど実施してきたところでございます。この実施した学校からは、子供たちに自尊感情や生命尊重の意識が高まった、また、自他ともに大切にすることが着実に培われているという声が寄せられていて、一定の効果は上げて

いると考えております。

ただいま、大西委員長からの御紹介もございました神奈川県教育委員会の取り組みも今後参考にさせていただきながら、こういった事業をなお一層充実させて、子供たちに本当に命を大切にするような気持ちを持っていただけるような、そういう取り組みを本県としても推進してまいりたいと思っております。

大西委員長

今、秋山企画幹がおっしゃったことにつきましては、私も徳島の県教育委員会でされているのは存じておりましたが、70校で1回はやりましたということだと思いますので、それを全校で通年、できたら小中高、それぞれの小学生は小学生、中学生は中学生、高校生は高校生、それぞれやっばり違いがあります。ですから、それぞれの命、精神の段階によって、違う取り組みをしていただきたいので、全校でそういった取り組みができるように、そして、今、一定の成果がありましたとおっしゃってました。私もあると思います。ぜひとも、ずっと拡大して、どんどんやっていっていただきたいというふうに佐野教育長に要望しておきます。それをどんどん拡大してやっていただけることを期待して、終わりたいと思います。

大西委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第11号、議案第17号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第56号、議案第65号、議案第80号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表をごらんください。

初めに、請願第18号、徳島県立図書館の図書費増額についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館は、文化の森に移転後22年が過ぎましたが、この間、相当額の図書購入費を投入してまいりました。現在は、県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は、ほぼ整備できたのではないかと考えているところです。

昨今の県財政を取り巻く厳しい状況下において、当初予算における図書購入費は、平成15年度から減少傾向になっているものの、平成21年度から本年度までは、他の予算額が減額となる中、3,230万5,000円を維持してまいりました。

さらに、平成25年度当初予算におきましては300万円を増額し、3,530万5,000円を計上しております。増額する300万につきましては、特色のある切り口で集中的に図書の充実を図ることとし、「未来を切り拓く人材の育成」ということをテーマに、豊かな感性の醸成や、郷土への誇りと国際的な視野の涵養に役立つ図書、キャリアの習得やスキルアップにつながる図書の整備に活用する予定です。

県教育委員会といたしましては、今後とも、図書購入の予算確保に努めるとともに、運営にさらなる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第19号、県西部の県立高等学校への看護師課程の設置についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては、生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されているほか、実習を受け入れ可能となる病院が少ない上に、広く分散している状況にあります。このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学を初めとする臨地実習施設や医師などの多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源

の確保など、越えなければならないハードルは非常に高いものとなっております。

このため、高校再編を進める県西部の2つの地域協議会におきまして、こうした状況に加え、県の財政状況も含め、総合的に御検討をいただきましたが、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいているところであります。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、今後、看護師の供給増が見込まれますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の拡充など、県内定着率の向上に向けた取り組みが進められていることから、今後、このような状況を慎重に見きわめる必要があると考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第28号の2、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

請願28号の2、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてでございますが、①小学校1・2・3・4年生、中学校1年生に続き、小学校5年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては、新学習指導要領の円滑化の実施やいじめや不登校への対応など、学校の抱える課題が複雑、多様化する中、子供たちがこれまで以上に生き生きとした学生生活を送り、確かな学力を身につけるためには、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで、本県では、国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。まず、学校生活にふなれであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1、2年生については、平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。

平成20年度には、複数の小学校からの入学や、教科担任制への移行などにより、学習、生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。

その後、平成23年度に小学校3年生、本年度には小学校4年生を対象に加えることにより、着実にきめ細やかな指導を推進してまいりました。

平成25年につきましては、心身の発達の個人差や集団活動に変化が見られ、自己肯定感の育成や、他者への思いやりの涵養などが課題とされる小学校5年生を対象に加え、本県教育体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することにつきましては、就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童、生徒の保護者に対して、国の補助を受けて、市町村が主体となり、学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から、要保護児童生徒に対する就学援助について、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象につけ加えられておりますが、このことにつきましては、市町村教育委員会に対し、国からの通知を連絡しているところでございます。

また、高校生に対する給付制の奨学金制度の創設につきましては、公立高等学校の授業料無償化によりまして、授業料の負担は軽減されましたが、入学金や学用品などの経費の負担は残っております。

このため、全国都道府県教育長協議会から文部科学大臣に対して、経済的理由により修学が困難な生徒を対象とする給付型奨学金等の制度を創設することを要望しているところであり、今後とも国の動向を注視してまいります。

③小・中学校の給食費無償化を国にはたらきかけることにつきましては、成長期にある児童生徒が、食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食事のあり方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成するために、学校給食の充実と普及を図ることは、大変重要であると考えております。

また、国においても、学校給食は、各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として、積極的な活用を進めているところでございます。

学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や、調理員の人件費等については、学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費など、それ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。

また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも、安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

④定時制課程の募集目標数（定員）をふやすことにつきましては、定時制課程は、働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習を求めている生徒や、生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など、多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に6校設置されているところであります。

募集目標数につきましては、これまでの受験者数や入学実績などを考慮し、設定しているところであり、定時制課程の受験状況を見てもと、近年、一般選抜におきまして

は、募集目標数に対し、受験者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては、過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら、適切な募集目標の設定に努めているところであります。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

重清委員

今のはちょっとわかりにくい。来年度から小学校5年もやるとのことですが、6年生だけはまだ40人学級でいくと。それと、中学2年生になったとき、現実問題として、やっぱり40人学級に戻しているのか。そういうのが何校ぐらいあるのですか。

松山教職員課長

御指摘のとおり、平成25年度については小学校5年生まで導入するのですが、6年生につきましては、もう一回40人ということで編成しております。中学校2年生、3年生につきましても同じでございます。数につきましては、24の中学校がまたもとに戻るということになっております。

大西委員長

現状は、ただいま松山課長がおっしゃったとおりでございます。

本請願は4項目でございますが、まず初めに、①、②、③の3項目を一括して採決したいと存じますが、これに御意義ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

御意義なしと認めます。

それでは、①、②、③についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第28号の2のうち、④定時制課程の募集目標数（定員）をふやすことについては、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

それでは、本件については継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第32号、高校再編における校地の選定についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成24年2月、新しい学校の設置場所、設置学科、再編統合時期などを含む高校再編計画骨子案を策定いたしました。この中で、設置場所につきましては、校地、校舎の規模や通学の利便性などを勘案し、現阿南工業高校に本校を、現新野高校に分校を設置することが適切であると判断したところでございます。その後、地域説明会と意見募集を実施いたしましたが、通学の利便性を理由とする賛成意見、分校化による地域の衰退を理由とする反対意見など、さまざまな御意見をいただきました。

今後、新高校が地域の子供たちの期待にこたえられる学校となるよう、いただいた貴重な御意見を検討するとともに、教育を受ける子供たちの視点に立って、高校再編計画案の策定を進めてまいりたいと考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査すべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第18号、請願第19号、請願第28号の2①②③、請願第32号

継続審査とすべきもの（簡易採決）

請願第28号の2④

以上で教育委員会関係の審査を終了いたしますが、本年度最後の委員会でございますの

で、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

理事者各員におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただきましたことに、委員を代表して深く感謝の意を表する次第でございます。審査の結果において表明されました委員の意見並びに要望等については、それぞれ十分尊重していただき、今後の教育行政の推進に反映されますよう強く要望する次第でございます。

現代の社会は、テレビを初め、電子ゲーム、ICTなどの急速な発展普及によりまして、価値観の多様化が急速に進んでいます。教育の現場を取り巻く環境は、日々大きく変化していると言わざるを得ません。また、いじめや体罰、学校内のさまざまなトラブルなどにより、教員や学校現場の皆様方、児童生徒の皆様方は、まことに厳しい環境の中にあり、1歩間違えば自分自身が当事者、渦中の人になってしまう可能性があります。

昨年12月の衆議院議員総選挙で安倍政権が発足し、教育再生が政策の大きな柱となり、教育再生実行本部が立ち上げられました。教育委員会改革、そして6、3、3制度の見直しなど、制度の根幹部が議論されるようでございます。最近では、道徳の教科化も話題となっております。このような状況の中で、徳島県の教育行政は何が一番大切で、これから何をやっていくべきかを考えなければならないと思います。きょうお座りの方の中には、来年度、高校のほうに異動され、校長や副校長、教頭や管理職になられる方が多数いらっしゃると思います。そういう状況でございますので、私の思いをちょっと一言申し上げます。私が申し上げたいのは、子供たちの生きる力を強くすること、そして、生命力、精神力を強くする、鍛えることだと思っております。人というのは、命の根底から突き上げられる感情、思いがなければ動かない。突き上げられるような感情や思いは、人の間を伝播するため、教員や教育に携わる方の命や生き方は、子供たちに必ず伝わります。どうか徳島県教育委員会の皆様方、人を成長させる人間、教員を育成していただきたいと思っております。そして、命が強い教員をつくってください。教育委員長、教育委員、教育長、県教育委員会の幹部の皆様方は、行政そして日々の出来事について本当に大変な思いをされていると思いますが、ますます御自愛していただきまして、それぞれの場で今後とも県政発展のために御活躍をされますよう御祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。この1年間、本当にありがとうございました。

佐藤教育委員長

教育委員会を代表いたしまして、私のほうからもお礼を申し上げたいと思います。

ただいま、大西委員長から御丁寧なるごあいさつ、熱い思いをいただきまして、本当に恐縮いたしております。私どもでは、感動すると同時に、頑張らねばという気持ちでございます。また、大西委員長、川端副委員長、そして各委員の皆様方には、この1年間にわたりまして、たくさんの審議の中で数多くの御意見や御指導を賜りましたこと、本当に心から感謝をいたしております、厚くお礼を申し上げます。

皆様方からいただきました御意見や御指導を肝に銘じまして、そして本県のこれからの教育目標である徳島の教育力を結集し、未来を創造するたくましい人づくり、この基本目標に向かって、私たち教育委員そして教職員が一丸となりまして、また県民の目線に立ち、

そして変革に挑戦する気概も持って、これからの教育施策の推進に向けて尽力してまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方にも今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

きょうが最後ということで、非常に充実したというか、私たちも胸が熱くなるような感じの時間でした。最後になりましたけれども、委員長を初め、各委員の皆様方の御健勝と、それから今後ますますの御活躍、そして今後とも御指導いただけますようお願い申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。本当に皆様ありがとうございます。

大西委員長

これをもって、教育委員会関係の審査を終了し、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（16時18分）